

## 8.14 文化財

対象事業実施区域周辺には有形文化財等が分布している。また、対象事業実施区域において、焼却施設等を建設する計画であり、工事の実施（土地の改変・重機の稼働・工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）により、周辺地域からの眺望景観の変化や土地の利用性の変化（立ち入り制限など）に伴う文化財の周辺環境や風景に与える影響が想定されることから、文化財に係る調査、予測および評価を実施した。

### 8.14.1 現況調査

既存資料の収集・整理を行うとともに、対象事業実施区域周辺の文化財の現況を把握し、工事中および供用後の文化財に係る影響を予測するため、現地調査を実施した。

調査内容・方法等の概要を以下に示す。

#### (1) 調査すべき情報

調査すべき情報を表 8.14-1 に示す。

表 8.14-1 調査すべき情報（文化財）

影響要因		調査すべき情報
工事の実施	土地の改変、重機の稼働、 工事用車両の走行	有形の文化財の分布状況
存在・供用	施設の存在	

注) 有形の文化財には次のものを含む。有形文化財、有形民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財、未指定の有形の文化財

#### (2) 調査の基本的な手法

調査手法は、現地調査または文献その他資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とした。

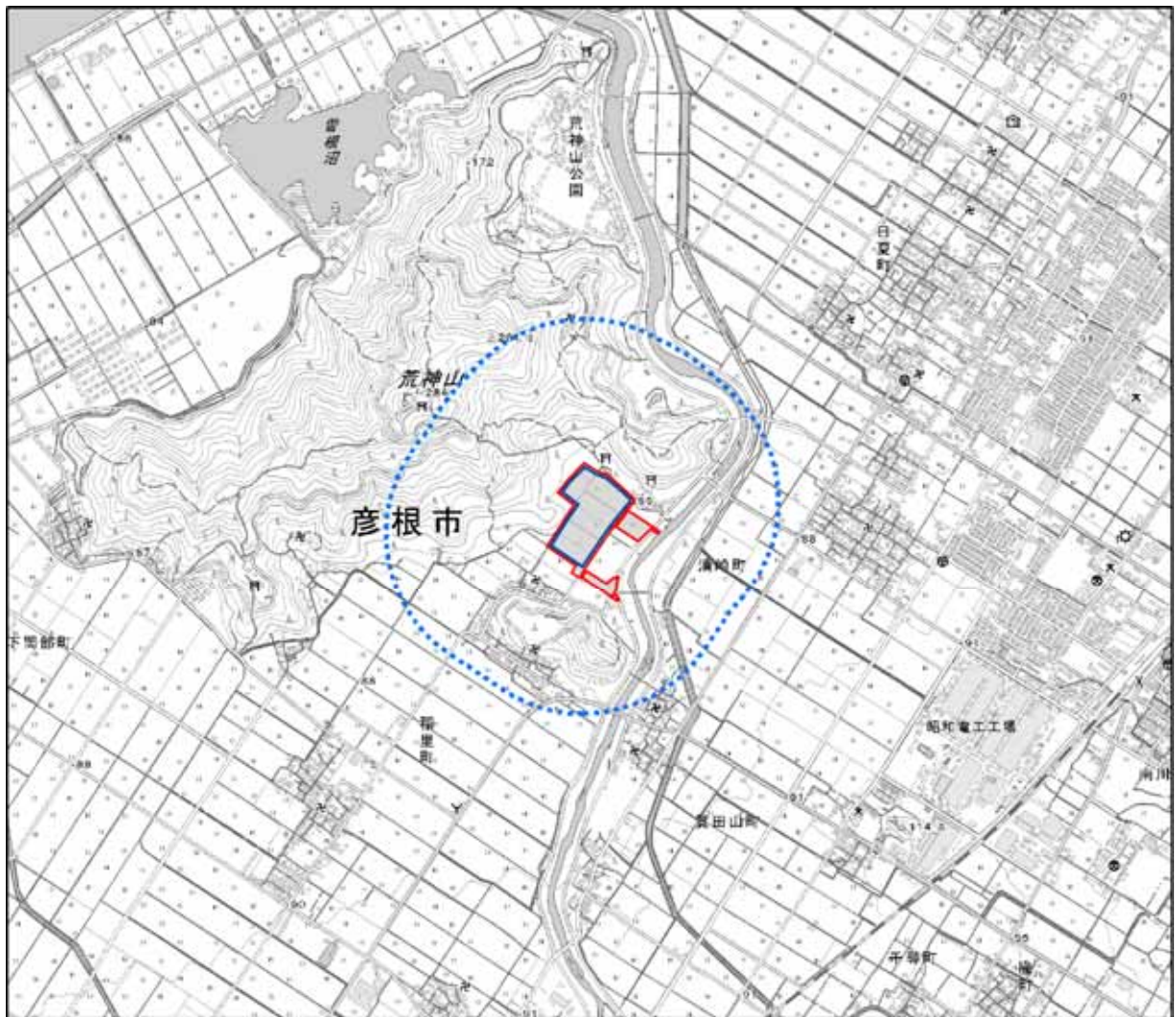
表 8.14-2 調査手法（文化財）

調査項目	調査手法
有形の文化財の分布状況の把握	文献調査、ヒアリング、現地確認により、対象事業実施区域およびその周辺地域における有形の文化財の存在を把握する。
主要な有形の文化財の抽出	把握した情報について、文化財の種類、位置等の概要、位置づけ（法令等の指定対象、地域により重視されている対象等の視点）を整理し、文化財所管部局と協議し、主要な有形の文化財を抽出する。抽出にあたっては、地域の歴史的・文化的特徴、文化財所管部局の意向、住民等の価値認識も考慮する。
主要な有形の文化財の現状の把握	主要な有形の文化財について、現況を把握する。 把握内容は、文化財の種類、名称、内容、成立時期、現況、位置、数量、面積、範囲、分布状況、保存状況、その文化的価値、文化財所管部局および所有者（管理者）の保存活動の意向・課題、文化財へのアクセスルートの状況とする。

#### (3) 調査地域および調査地点

調査地域は、対象事業実施区域およびその周辺の区域とし、文化財を含む景色の影響を勘案して、図 8.14-1 に示すとおり対象事業実施区域およびその周辺約 500m の範囲を含む地域とした。

調査地点は、有形の文化財の特性を踏まえて調査地域における有形の文化財に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とした。



凡例

- 対象事業実施区域
- ごみ処理施設整備区域
- 調査地域

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を複製して情報を追記したものである。

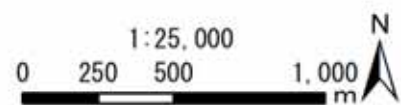


図 8.14-1 文化財の調査地域

#### (4) 調査期間等

調査期間は、有形の文化財の特性を踏まえて調査地域における有形の文化財に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とした。

調査実施日は表 8.14-3 に示すとおりとした。

表 8.14-3 調査項目及び調査実施日

調査項目	調査実施日	調査内容
聞き取り調査	令和3年2月10日	彦根市文化財課ヒアリング
	令和3年3月29日	荒神山神社ヒアリング
	令和4年4月23日	大山自治会ヒアリング
		西清崎自治会ヒアリング
	令和4年4月25日	国昌寺ヒアリング
令和4年4月26日	東清崎自治会ヒアリング	
現地踏査	令和3年10月11日	有形文化財・埋蔵文化財踏査
	令和3年10月15日	有形文化財・埋蔵文化財踏査
	令和4年4月7日	有形文化財補足調査
	令和4年5月3日	有形文化財補足調査

(5) 調査結果

1) 指定・登録文化財

調査範囲内における指定・登録文化財を現地で確認した結果、全ての文化財の存続を確認した。

調査地域の指定・登録文化財の一覧は表 8.14-4に、確認位置は表 8.14-4、図 8.14-2に、指定・登録文化財の詳細は表 8.14-5(1)～(10)に示すとおりである。

表 8.14-4 調査地域の指定・登録文化財一覧

No.	指定区分	分類	種別	名称
指 1	国指定	記念物	史跡	荒神山古墳
指 2	県指定	有形文化財	彫刻	木造僧形坐像 ※「木造僧形坐像（千手寺）」とする。
指 3	市指定	有形文化財	建造物	荒神山神社社務所、書院及び書院中門 附棟札（旧奥山寺） ※以下「荒神山神社社務所ほか2件」とする。
指 4	市指定	有形文化財	建造物	荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）
指 5	市指定	有形文化財	彫刻	木造千手観音菩薩立像 脇侍 木造毘沙門天立像・木造不動明王立像 ※以下「木造千手観音菩薩立像ほか2体（千手寺）」とする。
指 6	市指定	有形文化財	彫刻	木造僧形半跏像 ※「木造僧形半跏像（千手寺）」とする。
指 7	市指定	有形文化財	彫刻	木造聖観音坐像 ※「木造聖観音坐像（国昌寺）」とする。
指 8	市指定	記念物	史跡	山崎山城跡
指 9-1	国登録	有形文化財	建造物	荒神山神社本殿・拝殿・渡殿・神饌所・神楽殿 ※以下「荒神山神社本殿ほか4件」とする。
指 9-2	国登録	有形文化財	その他 工作物	荒神山神社鳥居

出典：「彦根市の指定文化財一覧表」（彦根市Webサイト）  
「文化財目録」（滋賀県教育委員会Webサイト）

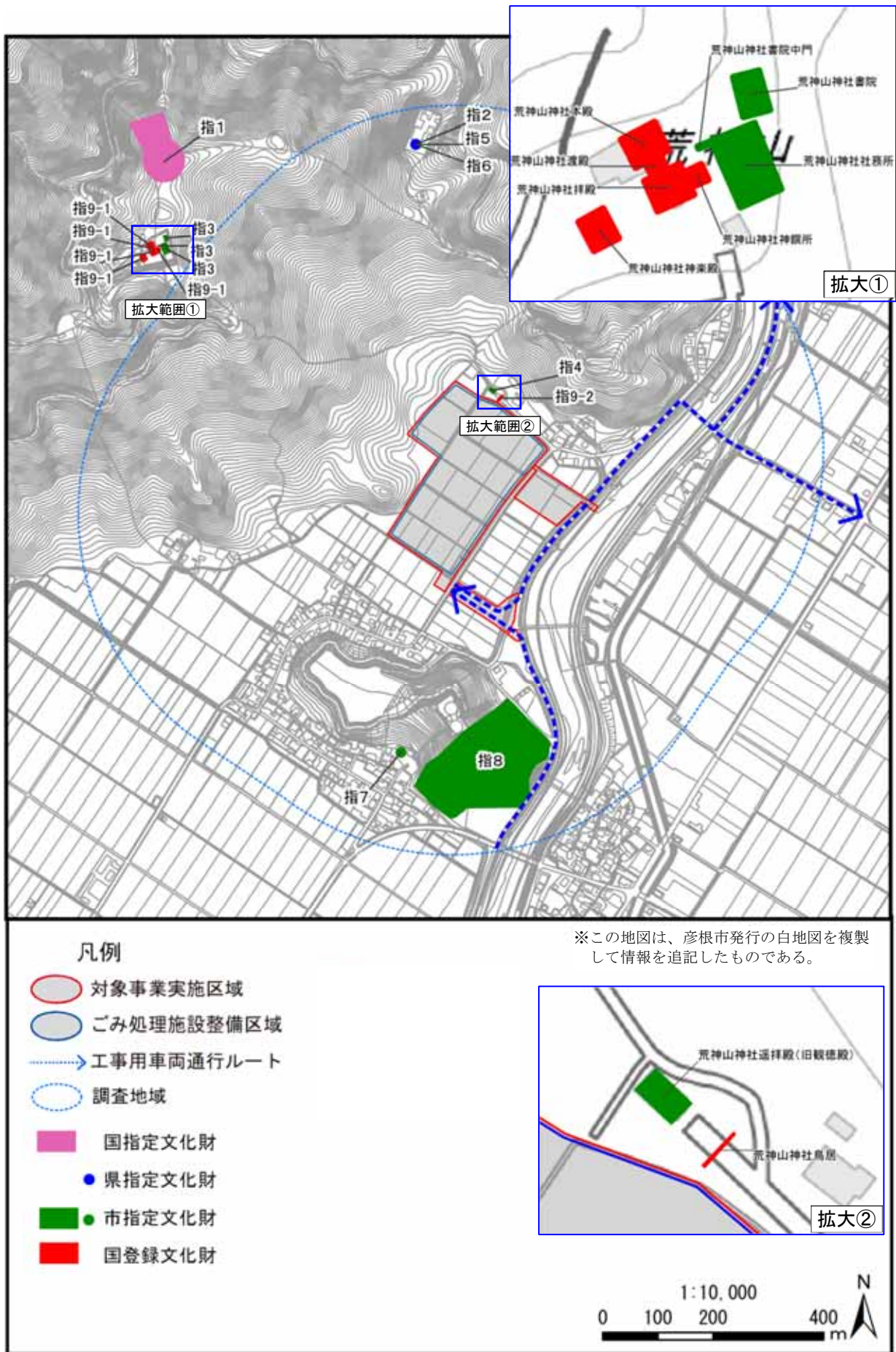


図 8.14-2 調査地域の指定・登録文化財位置図

表 8.14-5(1) 調査地域の指定・登録文化財の詳細（荒神山古墳）

No.	指 1	種 類	国指定_記念物	名 称	荒神山古墳
数量・面積	13,150m <sup>2</sup>	内 容	史跡	成立時期	古墳時代前期
所有者	(個人ほか)	文化的価値	国指定	現 状	存続 (樹林化)
保存状況	山林内にあり、スギが植林されている。 墳墓の一部は個人の墓地となっている。 古墳を取り囲むようにハイキング道が整備され、案内看板が設置されている。				
保存活動の意向・課題	平成 15～19 年にかけて、古墳の範囲確認を主眼とした発掘調査が実施された。 平成 23 年に国の記念物 (史跡) に指定されている。				
アクセス	林道荒神山線 (林道日夏山線) で荒神山山頂の駐車場下車、ハイキング道を徒歩 5 分。				
写 真					
	荒神山古墳 (前方部から後円を望む)		案内看板		
位置図					
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全長 124m の巨大古墳。大和政権に深い関わりをもち、琵琶湖の湖上交通に権力を握っていた湖東地域の首長が埋葬されたと考えられている。(「荒神山ウォーキングマップ」(平成 27 年、彦根市))</li> <li>・築造時期は古墳時代前期末 (4 世紀末) であること、墳丘は葺石で覆われ、前方部・後円部とも 3 段に築かれていること、各段のテラスには埴輪が巡っていたことなど、重要な発見が相次ぎ、平成 23 年 2 月に国の史跡指定を受けた。(「彦根市歴史的風致維持向上計画 (第 2 期)」(令和 3 年、彦根市))</li> </ul>				

表 8.14-5(2) 調査地域の指定・登録文化財の詳細（木造僧形坐像）


No.	指 2	種 類	県指定_有形文化財	名 称	木造僧形坐像
数量・面積	1 躯	内 容	彫刻	成立時期	中国・唐期
所有者	千手寺	文化的価値	県指定	現 状	存続
保存状況	不明				
保存活動の意向・課題	保存活動の意向・課題については不明 県指定有形文化財（彫刻）				
アクセス	市道宇曾川左岸線沿道の専用駐車場下車、参道を徒歩5分。				
写 真	 <p style="text-align: center;">千手寺</p>		 <p style="text-align: center;">文化財解説看板</p>		
位置図	 <p style="text-align: right; font-size: small;">※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>「彦根市の指定文化財一覧表」（彦根市 WEB サイト）によると、所在地「日夏町」、所有者「千手寺」とされている。</li> <li>「像は、瘦身初老の相に表されており、頭を左に向け、左足を立て膝にして座り、胸の前で左手で右手を包むように組んでいる姿です。寺伝では迦葉損者尊者（釈迦の十大弟子の一人）像と伝えられています。中国から到来した像とみられ、九世紀前半の制作と推定されています。」（千手寺内案内看板より引用）</li> </ul>				

表 8.14-5(3-1) 調査地域の指定・登録文化財の詳細（荒神山神社社務所ほか2件）

No.	指3	種類	市指定有形文化財	名称	荒神山神社社務所、書院及び書院中門附棟札(旧奥山寺)
数量・面積	3棟	内容	建造物	成立時期	社務所：江戸時代 書院：江戸時代 書院中門：江戸時代
所有者	荒神山神社	文化的価値	市指定	現 状	存続
保存状況	住民や企業など2,500名の資金協力を得て、平成27年～令和2年に保存修復工事が行われた。				
保存活動の意向・課題	荒神山神社並びに西清崎・東清崎の氏子衆により保存管理されている。 市指定有形文化財				
アクセス	林道荒神山線（林道日夏山線）で荒神山山頂の駐車場下車、徒歩すぐ。				
写 真					
	社務所		書院		
					
	書院中門		荒神山神社解説看板		



表 8.14-5(3-2) 調査地域の指定・登録文化財の詳細（荒神山神社社務所ほか 2 件）

<p>位置図</p>	
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒神山神社は、古くから信仰の山として広く知られています。中世・近世に繁栄した祓はらい所・奥山寺三宝荒神の歴史を伝える建物であるとともに、大名井伊家とのつながりを知る上で貴重な建物です。（「広報ひこね通巻 1355 号」（平成 28 年、彦根市））</li> <li>・社務所：江戸時代に存在した奥山寺（庫裏）の遺構である。棧瓦葺き大棟の南端の鬼瓦は獅子口形式により「天保十二年」（1842）の銘があり、彫刻様棟板瓦も同時期とみられる。（「環境影響評価調査荒神山神社に関わる資料」（令和 3 年、荒神山神社提供資料））</li> <li>・書院：井伊直孝は大阪の陣の戦勝祈願をし、大願成就の報賽として書院を建立したと伝わり、藩主の休憩所としても活用されたそうである。建築年代は不詳であるが柱面、風触状況から江戸後期、社務所と同時代か、やや遡る 19 世紀前期と考えられる。（「環境影響評価調査荒神山神社に関わる資料」（令和 3 年、荒神山神社提供資料））</li> <li>・中門：薬医門。棧瓦葺き。腕木先は禅宗様木鼻になり上下に渦紋様を描く輪郭線は、江戸期 17 世紀後半に遡る。桁から上部は軒天井を張り、妻側に間斗束を立てる様式から 19 世紀前期頃の改修とみられる。（「環境影響評価調査荒神山神社に関わる資料」（令和 3 年、荒神山神社提供資料））</li> </ul>

表 8.14-5(4) 調査地域の指定・登録文化財の詳細（荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿））



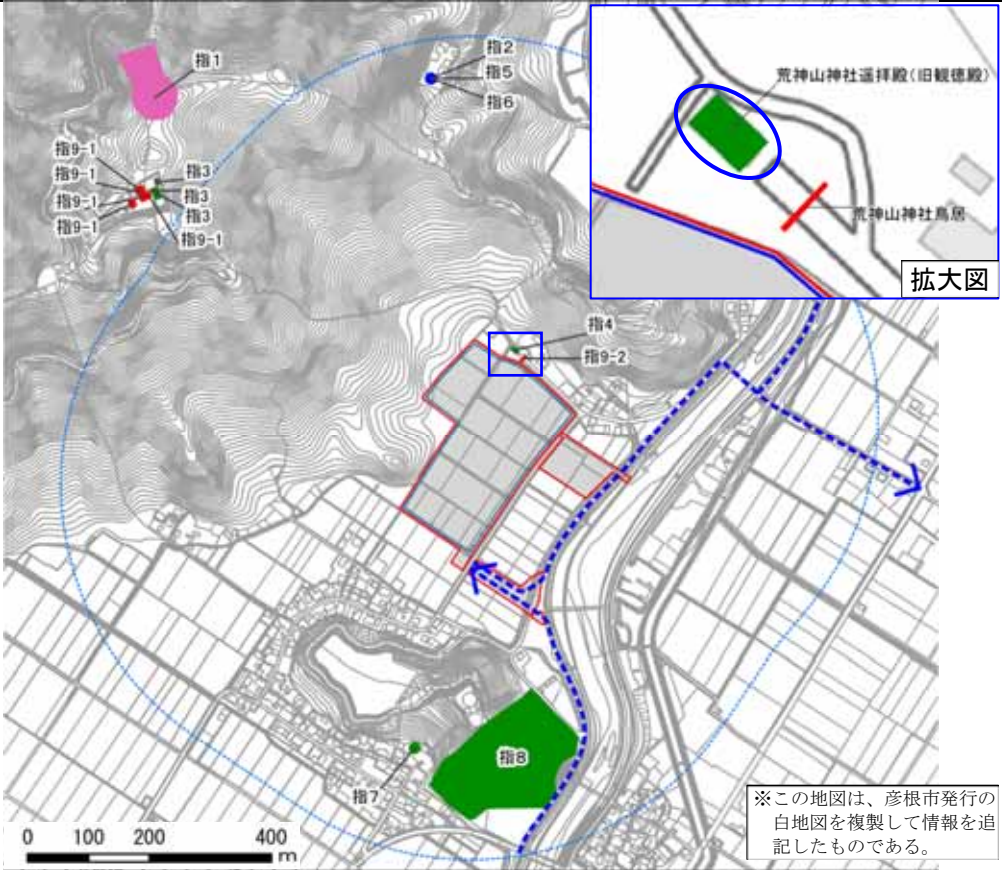
No.	指 4	種 類	市指定_有形文化財	名 称	荒神山神社遥拝殿 （旧観徳殿）
数量・面積	1 棟	内 容	建造物	成立時期	江戸時代
所有者	荒神山神社	文化的価値	市指定	現 状	存続
保存状況	昭和 34 年に移築された。耐震補強がされているが、老朽化や支柱のずれがある。				
保存活動の意向・課題	荒神山神社並びに西清崎・東清崎の氏子衆により保存管理されている。 市指定有形文化財				
アクセス	市道大藪金田線から参道に入り専用駐車場下車、徒歩すぐ。				
写 真	 <p style="text-align: center;">全景</p>		 <p style="text-align: center;">説明看板</p>		
位置図	 <p style="text-align: right; font-size: small;">※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>遥拝殿は、もとは大名井伊家の祖霊を祀るために天寧寺（里根町）の境内に文政 8 年（1825）に建立された観徳殿の建物です。拝殿・本殿が一体となり、さまざまな部材が保存されています。（「広報ひこね通巻 1355 号」（平成 28 年、彦根市））</li> <li>戦後、遥拝殿が建てられてからはここへの参拝客も多くなっており、茅の輪作りや参拝者の案内などは宮元の東清崎と西清崎の氏子総代の役割となっている。（「新修彦根市史（民族編）」（平成 24 年、彦根市））</li> </ul>				

表 8.14-5(5) 調査地域の指定・登録文化財の詳細

(木造千手観音菩薩立像ほか 2 体 (千手寺))

No.	指 5	種 類	市指定_有形文化財	名 称	木造千手観音菩薩立像 脇侍 木造毘沙門天立像・ 木造不動明王立像
数量・面積	3 軀	内 容	彫刻	成立時期	平安・室町
所有者	千手寺	文化的価値	市指定	現 状	存続
保存状況	不明				
保存活動の 意向・課題	保存活動の意向・課題については不明 市指定有形文化財				
アクセス	市道宇曾川左岸線沿道の専用駐車場下車、参道を徒歩 5 分。				
写 真	 <p>千手寺</p>		 <p>説明看板</p>		
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>「彦根市の指定文化財一覧表」(彦根市 WEB サイト)によると、所在地「日夏町」、所有者「千手寺」とされている。</li> <li>「観音菩薩を中央に、その左右に不動明王と毘沙門天を配する天台系三尊の組み合わせをとっています。千手観音立像はケヤキ材の一本造りで、十一世紀から十二世紀にかけての制作と推定されます。この時期としては、やや古様な衣文の彫法などに特徴があります。不動明王立像と毘沙門天立像はヒノキ材の寄木造で、ともに室町時代の制作と推定されます。」(千手寺内案内看板より引用)</li> </ul>				

表 8.14-5(6) 調査地域の指定・登録文化財の詳細（木造僧形半跏像（千手寺））


No.	指 6	種 類	市指定_有形文化財	名 称	木造僧形半跏像
数量・面積	1 躯	内 容	彫刻	成立時期	平安
所有者	千手寺	文化的価値	市指定	現 状	存続
保存状況	不明				
保存活動の意向・課題	保存活動の意向・課題については不明 市指定彫刻				
アクセス	市道宇曾川左岸線沿道の専用駐車場下車、参道を徒歩 5 分。				
写 真	 <p>千手寺</p>		 <p>説明看板</p>		
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>「彦根市の指定文化財一覧表」（彦根市 WEB サイト）によると、所在地「日夏町」、所有者「千手寺」とされている。</li> <li>「像は、若々しい相貌に表され、胸の前で合掌し、左足を踏み下げて半跏趺坐する姿です。寺伝では阿難尊者（釈迦の十大弟子の一人）像と伝えています。十世紀から十一世紀頃の制作と推定されます。」（千手寺内案内看板より引用）</li> </ul>				

表 8.14-5(7) 調査地域の指定・登録文化財の詳細（木造聖観音坐像（国昌寺））

No.	指 7	種 類	市指定_彫刻	名 称	木造聖観音坐像
数量・面積	1 躯	内 容	彫刻	成立時期	平安
所有者	国昌寺	文化的価値	市指定	現 状	存続
保存状況	良好				
保存活動の意向・課題	市指定彫刻 国昌寺により大切に管理されている。（国昌寺聞き取り）				
アクセス	主要地方道大津・能登川・長浜線より市道稲里町櫻木・大又線に入り、すぐ（駐車スペースあり）。				
写 真	 <p>国昌寺石柱</p>		 <p>国昌寺文化財安置場所</p>		
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「彦根市の指定文化財一覧表」（彦根市 WEB サイト）によると、所在地「稲里町」、所有者「国昌寺」とされている。</li> <li>・現在の建物は文化財安置を目的に建てられたものである（国昌寺聞き取り）。</li> <li>・彦根市文化財課の定期点検で木造聖観音坐像の存在を確認されている（彦根市文化財課聞き取り）。</li> </ul>				

表 8.14-5(8) 調査地域の指定・登録文化財の詳細（山崎山城跡）


No.	指 8	種 類	市指定_記念物	名 称	山崎山城跡
数量・面積	16,882m <sup>2</sup>	内 容	史跡	成立時期	安土・桃山時代
所有者	彦根市	文化的価値	市指定	現 状	存続
保存状況	配水池建設並びに急傾斜地対策工事に伴い山崎山城跡の発掘調査が実施され、城跡の一部は公園として整備されている。				
保存活動の意向・課題	保存活動の意向・課題については不明 市指定史跡				
アクセス	市道宇曾川左岸線から市道大山橋線に入り沿道の専用駐車場下車、参道を徒歩3分。				
写 真					
	全景		山崎山城址		
位置図					
備 考	<p>・近江守護の佐々木六角氏配下の在地領主で、永禄11年（1568）から始まった織田信長の近江信仰に伴い信長に従った山崎氏が、信長の命により築いたと考えられている。（「荒神山ウォーキングマップ」（平成27年、彦根市））</p> <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				

表 8.14-5(9-1) 調査地域の指定・登録文化財の詳細（荒神山神社本殿ほか4件）

No.	指 9-1	種 類	国登録_有形文化財	名 称	荒神山神社 本殿・拝殿・渡殿・ 神饌所・神楽殿
数量・面積	5 棟	内 容	建築物	成立時期	本 殿：明治 12 年 拝 殿：明治 28 年 渡 殿：明治 28 年 神饌所：明治 28 年 神楽殿：昭和 3 年
所有者	荒神山神社	文化的価値	国登録	現 状	存続
保存状況	良好				
保存活動の 意向・課題	荒神山神社並びに西清崎・東清崎の氏子衆により保存管理されている。 平成 29 年 5 月に国登録有形文化財に指定された。				
アクセス	林道荒神山線（林道日夏山線）で荒神山山頂駐車場下車、徒歩すぐ。				
写 真					
	本殿		拝殿		
					
	渡殿		神饌所		
					
	神楽殿		荒神山神社解説看板		

表 8.14-5(9-2) 調査地域の指定・登録文化財の詳細（荒神山神社本殿ほか4件）

<p>位置図</p>	
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒神山の山頂に祀られ、地元をはじめ広く信仰を集める神社である。かつては、奥山寺を神仏習合の寺院としていたが、明治初期の神仏分離により廃止となり、荒神山神社と改称した。（「新修彦根市史（民族編）」（平成24年、彦根市））</li> <li>・本殿：荒神山山頂に南面して建つ。三間社流造、向拝一間付の社殿。前室付とし正面に両折棧唐戸を装置する。総檜造の上質な造りで、向拝の水引虹梁や臺段に彫刻が見られるものの装飾が少なく、柱上は舟肘木、妻飾は豕扱首とするなど、復古的な意匠でまとめる。（「文化遺産オンライン」（文化庁WEBサイト））</li> <li>・拝殿：本殿の前面に渡殿を介して建つ。桁行三間、梁間三間、入母屋造、棧瓦葺。入母屋造妻入の向拝一間を付け正側に縁を廻らす。組物は舟肘木で妻飾は木連格子とする。正背面中央間を両折棧唐戸とする以外は半葺戸を吊る。優美な向拝が社殿景観を整える建物である。（「文化遺産オンライン」（文化庁WEBサイト））</li> <li>・渡殿：本殿と拝殿を繋ぐ南北棟の建物。桁行二間、梁間一間、切妻造銅板葺。両側面は腰長押、内法長押を内外に廻らし、格子窓を入れる。内部は拭板張で棹縁天井を張る。組物は舟肘木で拝殿と共通した意匠を見せ、社殿景観を構成する要素の一つとなる。（「文化遺産オンライン」（文化庁WEBサイト））</li> <li>・神饌所：拝殿の東縁に接続する。桁行二間、梁間二間、入母屋造、棧瓦葺。南面二間は中敷居を入れ、舞良戸を建て込む。内部は板敷の一室で、西北角に物入を作り、西面に板戸の出入口を設ける。妻飾は木連格子で、拝殿と一体となった社殿景観を形作る。（「文化遺産オンライン」（文化庁WEBサイト））</li> <li>・神楽殿：境内の西南角に東面する。桁行三間、梁間三間、入母屋造、棧瓦葺。前方二間は舞台で正側面を半葺とし、祭事には開放する。引違板戸を介し後方一間は楽屋で、背面中央間を出入口とする他は漆喰壁とする。保存状態も良く神社の祭事に欠かせない遺構である。（「文化遺産オンライン」（文化庁WEBサイト））</li> </ul>



表 8.14-5(10) 調査地域の指定・登録文化財の詳細（荒神山神社鳥居）

No.	指 9-2	種 類	国登録_有形文化財	名 称	荒神山神社鳥居
数量・面積	1 基	内 容	その他工作物	成立時期	明治 42 年
所有者	荒神山神社	文化的価値	国登録	現 状	存続
保存状況	良好				
保存活動の意向・課題	荒神山神社並びに西清崎・東清崎の氏子衆により保存管理されている。平成 29 年 5 月に国登録有形文化財に指定された。				
アクセス	市道大藪金田線から参道に入り専用駐車場下車、徒歩すぐ。				
写 真	 <p style="text-align: center;">全景</p>		 <p style="text-align: center;">説明看板</p>		
位置図					
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱間9m 高さ9m 石柱86cmの大規模な石造明神鳥居。明治42年、アメリカ・カナダ移民の地元有志の方々により寄贈された。(案内看板より引用)</li> <li>・荒神山下の参道入口に立つ。柱間9.0m、高さ9.0mの大規模な石造明神鳥居。礎石上に直径約86cmの石柱を内転びで立て、貫と島木、笠木で固める。地元有志の発起の下、立てられたもので、神社の歴史を今に伝える鳥居である。「文化遺産オンライン」(文化庁WEBサイト)</li> </ul>				

## 2) 埋蔵文化財包蔵地

埋蔵文化財包蔵地として、表 8.14-6および図 8.14-3に示す8件が確認された。直接改変やアクセス性の変化が生じる文化財包蔵地は確認されなかった。調査地域の埋蔵文化財包蔵地位置は、図 8.14-4に示すとおりである。

表 8.14-6 調査地域の埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	名称		種類	現状・保存状況
埋 1	妙楽寺遺跡	彦根市日夏町	集落跡	多くが河川敷・耕作地であるが、一部が住宅地となっている。 耕作地は農用地区域に指定されている。
埋 2	蛭目遺跡	彦根市清崎町・日夏町	散布地	多くが耕作地であるが、一部が住宅地となっている。 耕作地は農用地区域に指定されている。
埋 3	南谷遺跡	彦根市日夏町	散布地	一部が、太陽光発電施設、調整池、造成地となっており、その他は山林として保存されている。 国定公園（第2種特別地域）、風致地区（荒神山風致地区）に指定されているほか、樹林の一部は森林計画対象民有林に指定されている。
埋 4	荒神山古墳群	彦根市日夏町・清崎町・稲里町・石寺町・三津屋町・上岡部町・下岡部町	古墳群	山林として保存されている。 国定公園（第2種特別地域）、風致地区（荒神山風致地区）、保安林、域森林計画対象民有林に指定されている。
埋 5	賀田山遺跡	彦根市賀田山町	集落跡	耕作地となっている。 耕作地は農用地区域に指定されている。
埋 6	山崎山城跡	彦根市稲里町・賀田山町	城館跡	山林として保存されている。 風致地区（古城山風致地区）、地域森林計画対象民有林に指定されている。
埋 7	国昌寺遺跡	彦根市稲里町	社寺跡	大部分は樹林であるが、一部は国昌寺境内となっている。 風致地区（古城山風致地区）、地域森林計画対象民有林に指定されている。
埋 8	北町城跡	彦根市稲里町	城館跡	耕作地・集落となっている。 耕作地は農用地区域に指定されている。

注) No.は図 8.14-4 に対応している。

出典：「彦根まっぷ」（彦根市 Web サイト）

「平成 28 年度 滋賀県遺跡地図」（平成 29 年 3 月、滋賀県教育委員会）



図 8.14-3 調査地域内の埋蔵文化財包蔵地の状況

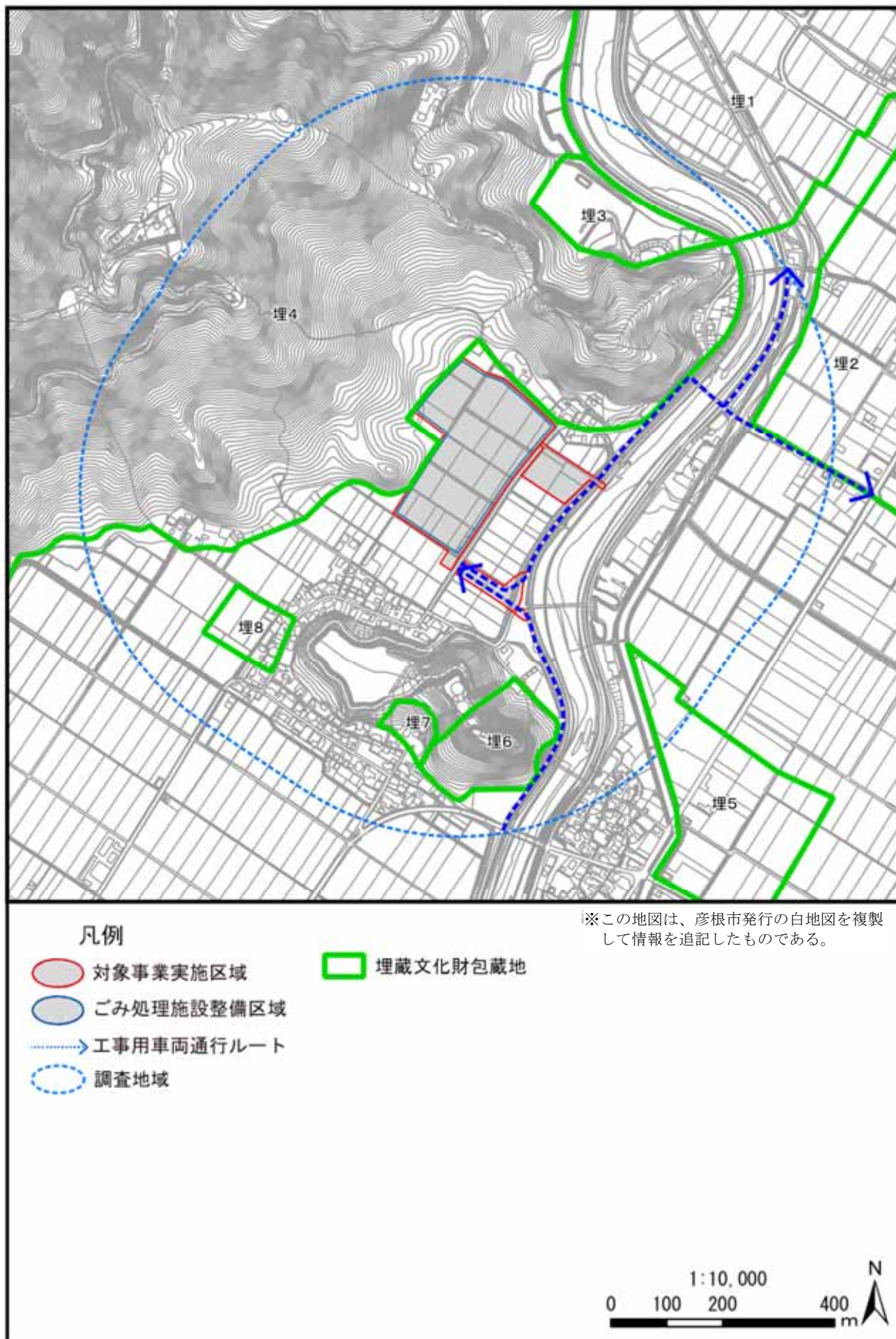


図 8.14-4 埋蔵文化財包蔵地位置図

### 3) その他の有形文化財

調査地域におけるその他の有形文化財として、表 8.14-7 および図 8.14-5～図 8.14-7 に示す 36 件が確認された。その他の有形文化財の詳細については、表 8.14-8～表 8.14-10 にとりまとめた。

表 8.14-7 調査地域のその他の有形文化財一覧

No.	種類	名称	数量	内容	成立時期
社 1	社寺等	天満天神社	1 件	神社	江戸(寛永)
社 2	社寺等	千手寺	1 件	寺院	奈良(江戸再興)
社 3	社寺等	国昌寺	1 件	寺院	江戸(万治)
社 4	社寺等	浄宗寺	1 件	寺院	不明
社 5	社寺等	老月院	1 件	寺院	不明
社 6	社寺等	仏性寺	1 件	寺院	不明
碑 1	石碑	道標 (荒神山神社本坂)	1 基	道標	昭和～平成
碑 2	石碑	道標 (従是荒神道)	1 基	道標 (朝鮮人街道)	江戸(寛政)
碑 3	石碑	清崎町戦死者慰霊碑	1 基	慰霊碑	昭和
碑 4	石碑	大橋利左衛門顕彰碑	1 基	石碑	昭和
碑 5	石碑	道標 (朝鮮人街道)	1 基	道標	不明
碑 6	石碑	日夏町戦死者忠魂碑	1 基	慰霊碑	明治
碑 7	石碑	道標 (従是荒神道)	1 基	道標 (朝鮮人街道)	江戸(寛政)
碑 8	石碑	石碑 (名称不明)	1 基	石碑 (林道脇)	不明
碑 9	石碑	清崎町仏経碑	1 基	仏経碑	天保
碑 10	石碑	西清崎仏経碑	1 基	仏経碑 (集合墓地内)	不明
地 1	地藏	西清崎地藏集積地	69 体他	地藏 (浄宗寺境内)	不明
地 2	地藏	地藏 (仏性寺)	3 体	地藏 (仏性寺境内)	不明
地 3	地藏	国昌寺地藏集積地	16 体	地藏 (国昌寺境内)	不明
地 4	地藏	地藏 (名称不明)	1 体	地藏 (個人敷地)	不明
地 5	地藏	地藏 (名称不明)	1 体	地藏 (千手寺境内)	不明
地 6	地藏	地藏 (名称不明)	2 体他	地藏 (林道脇)	不明
地 7	地藏	日夏町地藏集積地	6 体	地藏 (日夏町集合墓地内)	不明
地 8	地藏	萬徳延命地藏尊	1 体	地藏 (個人建立)	昭和
地 9	地藏	地藏 (名称不明)	1 体	地藏 (個人敷地)	不明
地 10	地藏	老月院地藏集積地	8 体他	地藏 (老月院境内)	不明
地 11	地藏	地藏 (名称不明)	1 体	地藏 (個人敷地)	不明
地 12	地藏	地藏 (名称不明)	1 体	地藏 (個人敷地)	不明
地 13	地藏	地藏 (名称不明)	1 体	地藏 (個人敷地)	不明
地 14	地藏	地藏 (名称不明)	1 体	地藏 (個人敷地)	不明
地 15	地藏	地藏 (名称不明)	1 体	地藏 (個人敷地)	不明
地 16	地藏	地藏 (名称不明)	1 体	地藏 (個人敷地)	不明
地 17	地藏	地藏 (名称不明)	1 体	地藏 (個人敷地)	不明
地 18	地藏	地藏 (名称不明)	1 体	地藏 (個人敷地)	不明
地 19	地藏	地藏 (名称不明)	1 体	地藏 (山林内)	不明
地 20	地藏	千手寺地藏集積地	5 体	地藏 (千手寺境内)	不明

注) No.は図 8.14-5～図 8.14-7 に対応している。

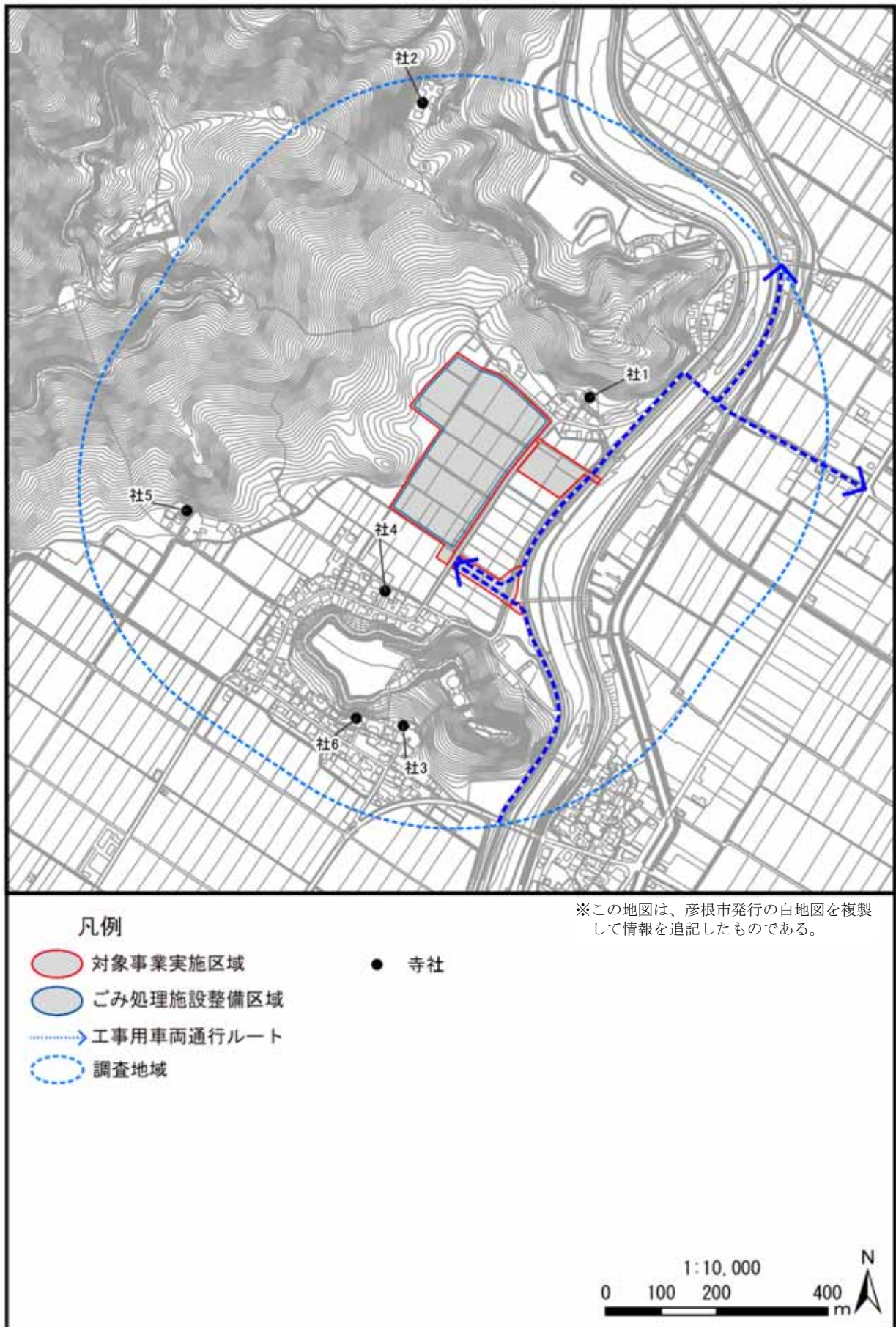


図 8.14-5 調査地域のその他の文化財等位置図（社寺等）

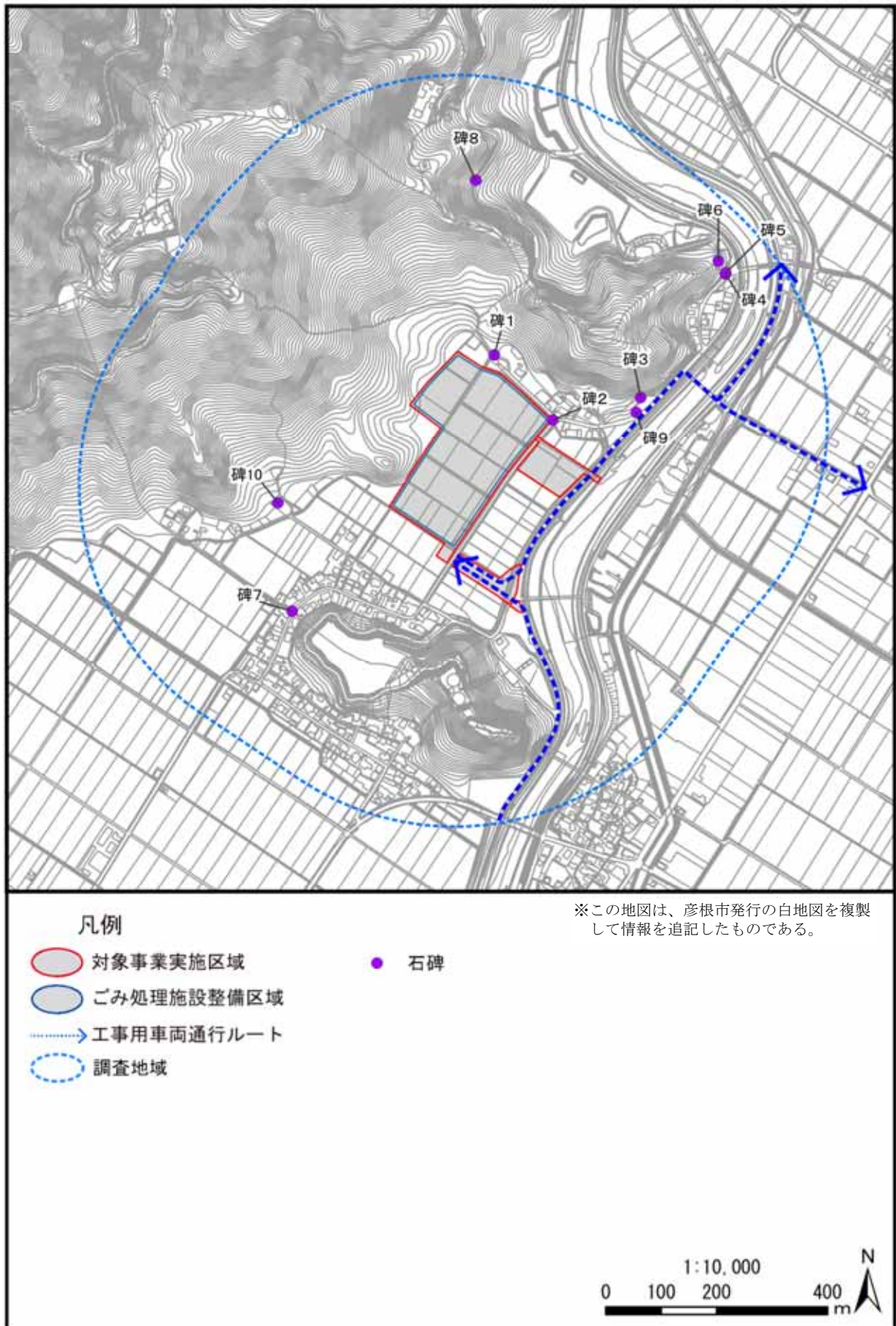


図 8.14-6 調査地域のその他の文化財等位置図（石碑）

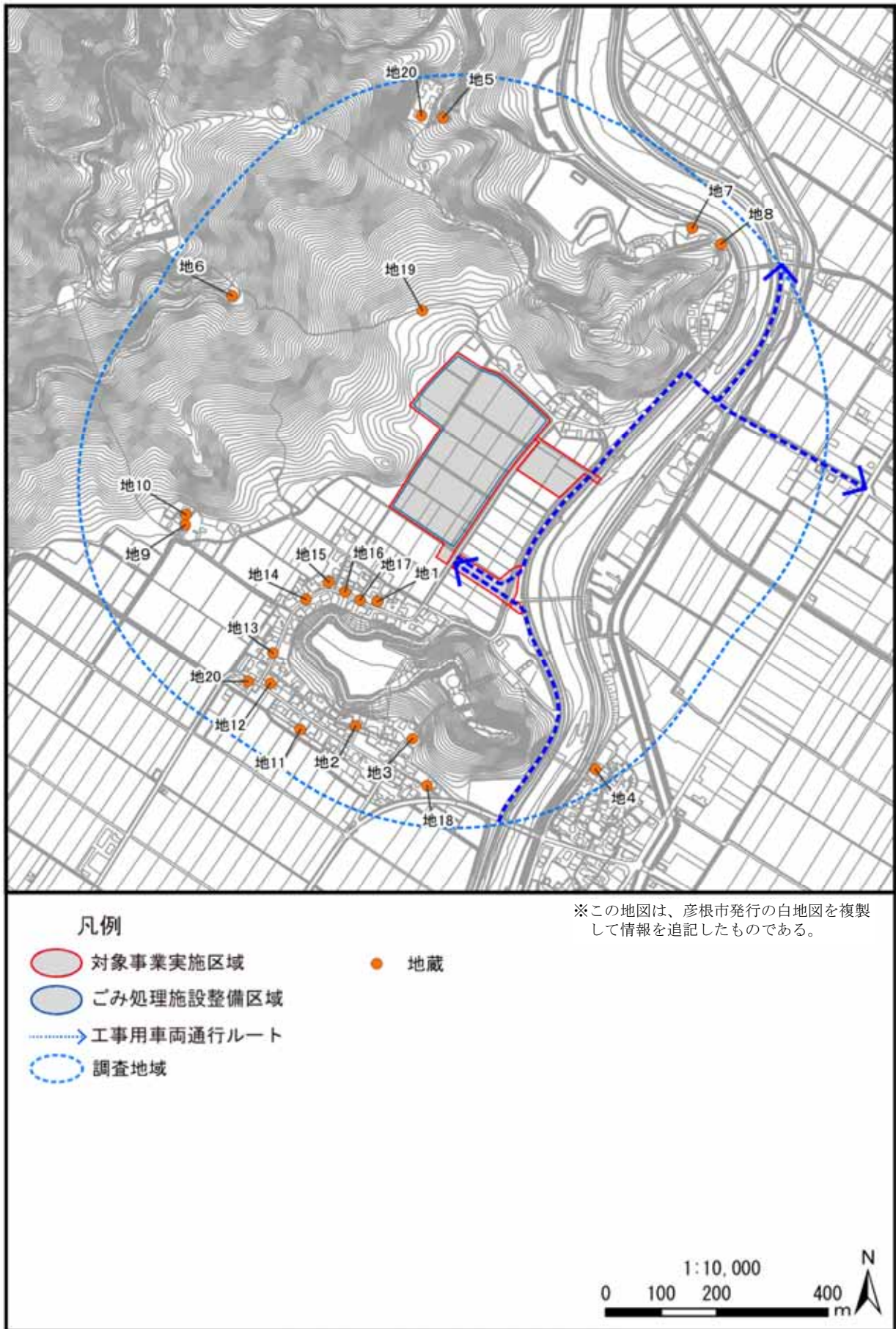


図 8.14-7 調査地域のその他の文化財等位置図（地蔵）



表 8.14-8(1) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細 (天満天神社)



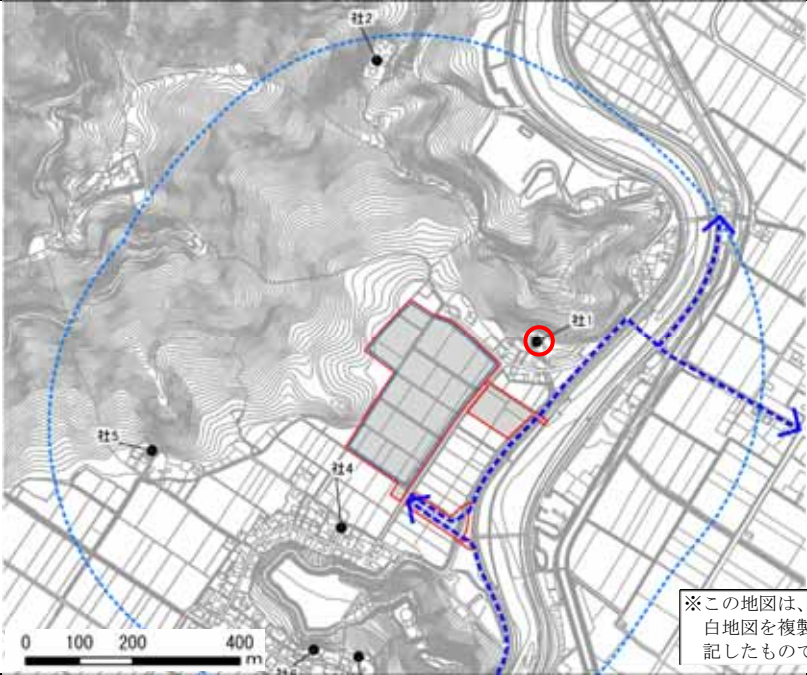
No.	社1	種類	指定外_社寺等	名称	天満天神社
数量・面積	1件	内容	神社	成立時期	江戸(安永)
所有者	天満天神社	文化的価値	市レベル	現状	存続
保存状況	氏子域の各集落による保存活動あり。 掃除、草刈り、庭木管理など日常的な管理がされている。				
保存活動の意向・課題	6集落の氏神であり、太鼓祭など行事の場として重要視されている。				
アクセス	市道大藪金田線沿道(駐車スペースあり)				
写真	 <p style="text-align: center;">全 景</p>		 <p style="text-align: center;">由緒記</p>		
位置図					
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山地区の清崎町・賀田山町が氏神圏に属する。祭神は、学問の神として知られる菅原道真である。彦根藩王である井伊家に崇敬され、社殿・拝殿は井伊家の建立と伝えられている。四月に行われる春祭りでは各集落から出された大きな太鼓が祭りに華をそえる。(新修彦根市史(民族編)) (平成24年、彦根市)</li> <li>・ 天満天神社は現在清崎町、賀田山町によって祭祀されているが、これは明治初期の村統合の結果であり、近世には清水・北町・大山崎・小山崎・小田部・茂賀によって祭祀されていた。(「湖東地域における複数村落による神社祭祀」(平成27年、市川義之))</li> <li>・ 由緒記によると、明治41年に山田神社(清崎字荒神山)、秋葉神社(清崎字秋葉)、山田神社(賀田山字大山崎)、八幡神社(賀田山字古城山)、山崎神社(賀田山字小山)、山田神社(清崎字荒神山)、山田神社(賀田山字亀山)の計7社の祭神を合祀したとされる。(現地調査)</li> <li>・ 創立祀代不詳。滋賀県教育課編の『神社由緒記』によると「安永年中迄は近郷の総社にて神輿渡御の節御旅所として、愛知郡三津村雑社日吉神社と云う。現今の所なり。旧彦根藩の信仰の社にて寛文元年拝殿鳥居御建立有之。近郷の氏神なり。」と記している。(滋賀県神社庁WEBサイト)</li> </ul>				

表 8.14-8(2) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（千手寺）


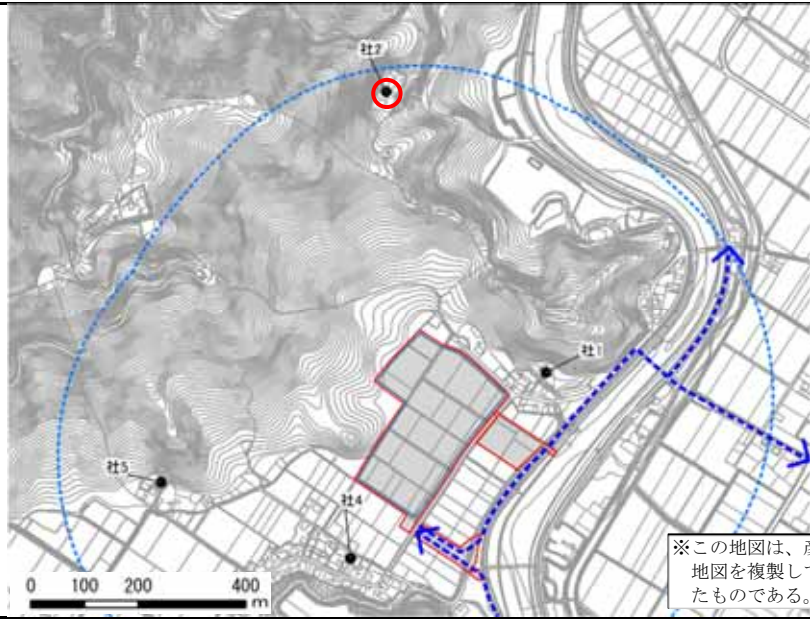
No.	社 2	種 類	指定外_寺社等	名 称	千手寺
数量・面積	1 件	内 容	寺院	成立時期	奈良（江戸期に再興）
所有者	千手寺	文化的価値	市レベル	現 状	存続
保存状況	掃除、草刈り、庭木管理など日常的な管理がされている。				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	市道宇曾川左岸線沿道の専用駐車場下車、参道を徒歩 5 分。				
写 真	 <p>入口石碑</p> <p>山門</p> <p>観音堂（手前）と本堂（奥）</p> <p>境内の状況</p>				
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>「千手寺は奈良時代の僧行基が開いたと伝えられています。もとは天台宗の寺院でしたが、信長の平倭により荒廃し、慶安 3 年（1650）にいたり再興されて臨済宗になりました。」（千手寺内案内看板より引用）</li> <li>県・市指定文化財の仏像が多数安置されている。（現地調査）</li> </ul>				

表 8.14-8(3) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（国昌寺）

No.	社 3	種 類	指定外_寺社等	名 称	国昌寺
数量・面積	1 件	内 容	寺院	成立時期	江戸（万治3年）
所有者	国昌寺	文化的価値	自治会レベル	現 状	存続
保存状況	<p>本堂は台風被害等により崩壊し、令和元年に処理された（国昌寺聞き取り）。                      現在の建物は文化財保管庫として整備されたものである（国昌寺聞き取り）。                      掃除、草刈り、庭木管理など日常的な管理がされている。（現地調査）</p>				
アクセス	<p>主要地方道大津・能登川・長浜線より市道稲里町櫻木・大又線に入り、すぐ（駐車スペースあり）。</p>				
保存活動の意向・課題	<p>宗教法人として、引き続き活動を継続する意向である（国昌寺聞き取り）。</p>				
写 真					
位置図					
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国昌寺は、山崎集落に位置する黄檗宗派の寺院。（現地調査）</li> <li>・現在の建物は文化財収蔵庫として近年建てられたもの（国昌寺聞き取り）。</li> <li>・平安後期～安土・桃山時代に当地を治めた山崎氏をしのぶ石碑が残る。境内には、動物合同墓地や地藏集積地等がある。（現地調査）</li> <li>・いわゆる集落の菩提寺ではなく、戦国武将山崎家の菩提寺として、檀家域は青森県や東京都、山口県など広域である（国昌寺聞き取り）。</li> </ul>				

表 8.14-8(4) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（浄宗寺）

No.	社 4	種 類	指定外_寺社等	名 称	浄宗寺
数量・面積	1 件	内 容	寺院	成立時期	不明
所有者	浄宗寺	文化的価値	自治会レベル	現 状	存続
保存状況	掃除、草刈り、庭木管理など日常的な管理がされている。				
保存活動の意向・課題	西清崎地区の菩提寺として、大切にされている。				
アクセス	市道大藪金田線沿道（駐車スペースなし）。最寄駐車場の山崎山城跡駐車場より徒歩5分。				
写 真					
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	・浄宗寺は、西清崎集落に位置する真宗大谷派の寺院。（現地調査）				

表 8.14-8(5) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（老月院）

No.	社 5	種 類	指定外_社寺等	名 称	老月院
数量・面積	1 件	内 容	寺院	成立時期	不明
所有者	老月院	文化的価値	自治会レベル	現 状	存続
保存状況	掃除、草刈り、庭木管理など日常的な管理がされている。				
保存活動の意向・課題	西清崎自治会により大切にされている（西清崎自治会聞き取り）。 西清崎自治会により、甘茶と榊を奉納されている（西清崎自治会聞き取り）。				
アクセス	市道大藪金田線から市道荒神山参道線に入りすぐ（駐車スペースなし）。最寄駐車場の山崎山城跡駐車場より徒歩 10 分。				
写 真					
位置図					
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>西清崎集落に位置する臨済宗妙心寺派の寺院。（現地調査）</li> <li>当初は尼寺であったが、無住の寺となったところ、西清崎自治会でお金を出し合い建て替えたものである（西清崎自治会聞き取り）。</li> </ul>				

表 8.14-8(6) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（仏性寺）

No.	社 6	種 類	指定外_社寺等	名 称	仏性寺
数量・面積	1 件	内 容	寺院	成立時期	不明
所有者	仏性寺	文化的価値	自治会レベル	現 状	存続
保存状況	掃除、草刈り、庭木管理など日常的な管理がされている。				
保存活動の意向・課題	(詳細不明)				
アクセス	主要地方道大津・能登川・長浜線より市道稲里町櫻木・大又線に入り、山崎自治会管理の駐車場下車、徒歩すぐ。				
写 真					
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	・山崎集落に位置する浄土真宗派本願寺派の寺院。（現地調査）				

表 8.14-9(1) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（道標（荒神山神社本坂））

No.	碑 1	種 類	指定外_石碑	名 称	道標（荒神山神社本坂）
数量・面積	1基	内 容	石碑	成立時期	昭和～平成
所有者	荒神山神社	文化的価値	自治会レベル	現 状	存続
保存状況	荒神山神社により管理されている。				
保存活動の意向・課題	荒神山神社により管理されている。				
アクセス	市道大藪金田線から参道に入り専用駐車場下車、徒歩すぐ。				
写 真					
位置図					
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒神山神社本坂への誘導道標。（現地調査）</li> <li>・荒神山神社の現宮司の書であることから、昭和～平成の設置と考えられる。（現地調査）</li> </ul>				

表 8.14-9(2) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（道標（従是荒神道））


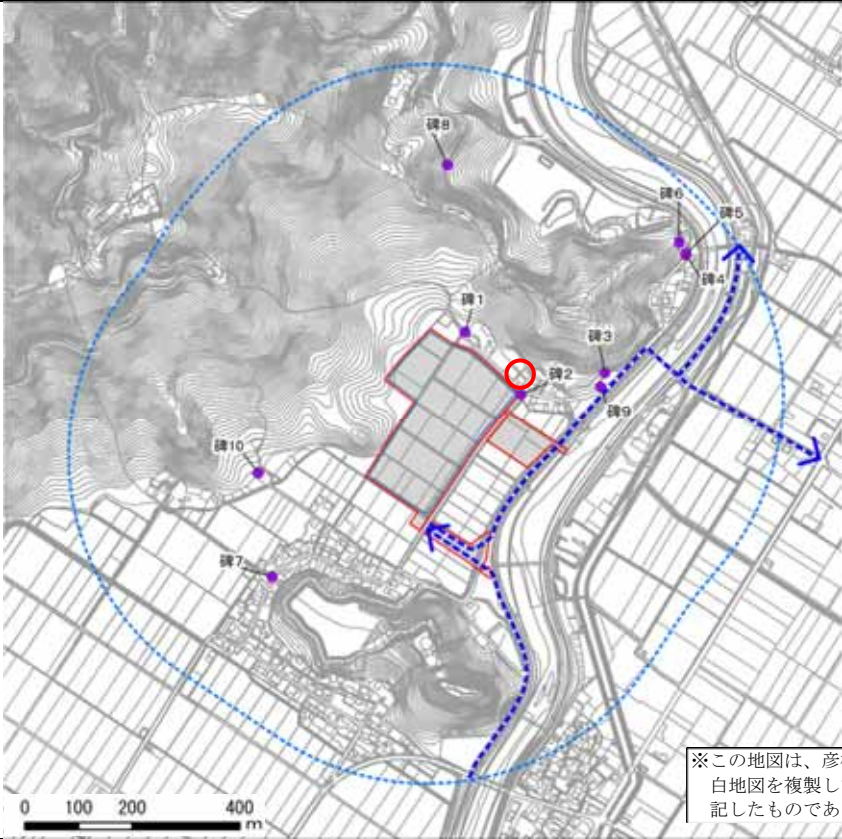
No.	碑 2	種 類	指定外_石碑	名 称	道標（従是荒神道）
数量・面積	1 基	内 容	石碑（朝鮮人街道）	成立時期	江戸（寛政）
所有者	不明	文化的価値	自治会レベル	現 状	存続
保存状況	草刈り等、地域として自主的な管理がされている。				
保存活動の意向・課題	対象事業に関して、現状保存を要望されている。				
アクセス	市道大藪金田線沿道（駐車スペースなし）。最寄駐車場の天満天神社駐車場より徒歩1分。				
写 真	 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <span>正面</span> <span>側面</span> </div>				
位置図	 <p style="font-size: small; text-align: right;">※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝鮮人街道から荒神山神社（旧奥山寺）への道標である。（現地調査）</li> <li>・明治初期の地形図では、</li> <li>・南山崎から西清崎の集落へと移るあたり、三叉路となった一隅に一基の道標が立っている。これと全く同じものが西清崎をこえてさらに五百メートルほど進んだ三叉路にも据えられている。いずれもその北にそびえる荒神山へ向かう道との交点に立てられたもの。銘文として「奥山寺」「従是荒神道八町」の文字が刻まれる。寛政十年（一七九八）に勝乘院によって立てられたものである。（「朝鮮人街道 中近世古道調査報告書1」（平成6年、滋賀県教育委員会））</li> </ul>				



表 8.14-9(3) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（清崎町戦死者慰霊碑）

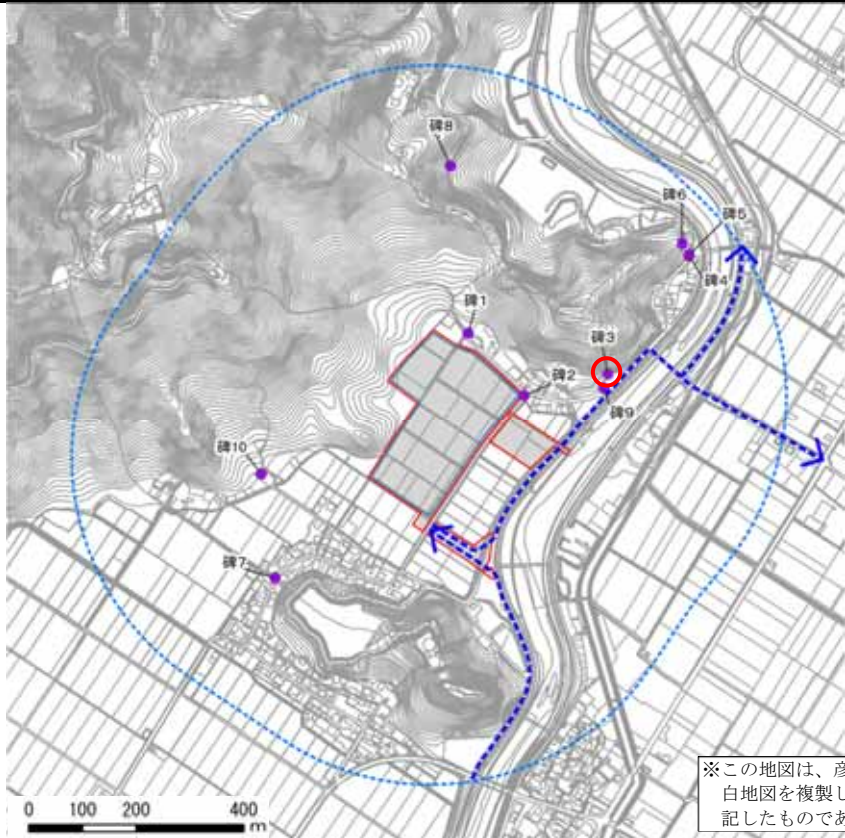
No.	碑 3	種 類	指定外_石碑	名 称	清崎町戦死者慰霊碑
数量・面積	1 基	内 容	慰霊碑	成立時期	昭和 34 年
所有者	清崎町自治会	文化的価値	自治会レベル	現 状	存続
保存状況	献花・草刈り等				
保存活動の意向・課題	(詳細不明)				
アクセス	市道大藪金田線沿道（駐車スペースなし）。最寄駐車場の天満天神社駐車場より徒歩 1 分。				
写 真	 <p style="text-align: center;">全景</p>		 <p style="text-align: center;">碑面詳細</p>		
位置図	 <p style="text-align: right; font-size: small;">※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	・清崎町の戦死者慰霊碑。戦死者名が刻印されている。（現地調査）				

表 8.14-9(4) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（大橋利左衛門顕彰碑）

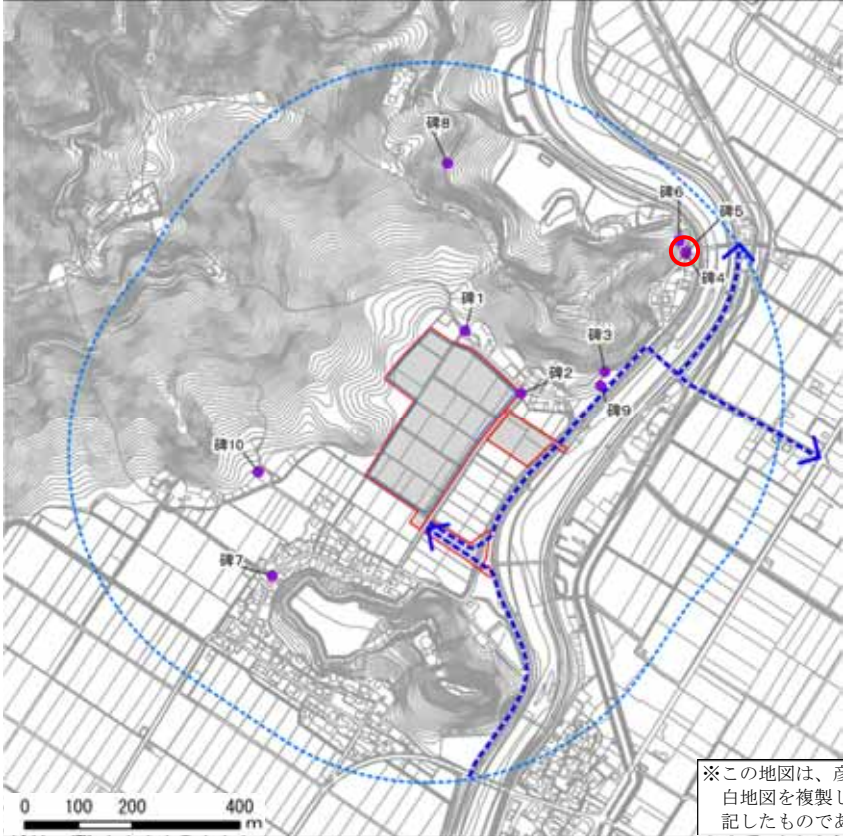
No.	碑 4	種 類	指定外_社寺等	名 称	大橋利左衛門顕彰碑
数量・面積	1 基	内 容	石碑	成立時期	昭和 37 年
所有者	不明	文化的価値	自治会レベル	現 状	存続
保存状況	献花・草刈り等				
保存活動の意向・課題	(詳細不明)				
アクセス	市道宇曾川左岸線沿道（駐車スペースあり）。				
写 真					
位置図					
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明治の初め、木の伐採が盛んになり、はげ山となってしまった荒神山に苗木を植え、緑を蘇らせた日夏出身の若き政治家「大橋利左衛門」を称えるため建立された。（「荒神山ウォーキングマップ」（平成 27 年、彦根市））</li> <li>・昭和 37 年、村人たちは荒神山を緑の山によみがえらせた利左衛門の数々の功績をたたえ、宇曾川にかかる天神橋のたもとに石碑を築きました。（「荒神山を緑に」（彦根市 WEB サイト））</li> </ul>				

表 8.14-9(5) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（道標（朝鮮人街道））

No.	碑 5	種 類	指定外_石碑	名 称	道標（朝鮮人街道）
数量・面積	1 基	内 容	道標	成立時期	不明
所有者	不明	文化的価値	自治会レベル	現 状	存続
保存状況	草刈り等				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	市道宇曾川左岸線沿道（駐車スペースあり）。				
写 真					
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝鮮人街道に由来する道標と考えられる。（現地調査）</li> <li>・銘文として「左 八まん」「右 千手寺」の刻印あり。（現地調査）</li> </ul>				

表 8.14-9(6) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（日夏町戦死者忠魂碑）


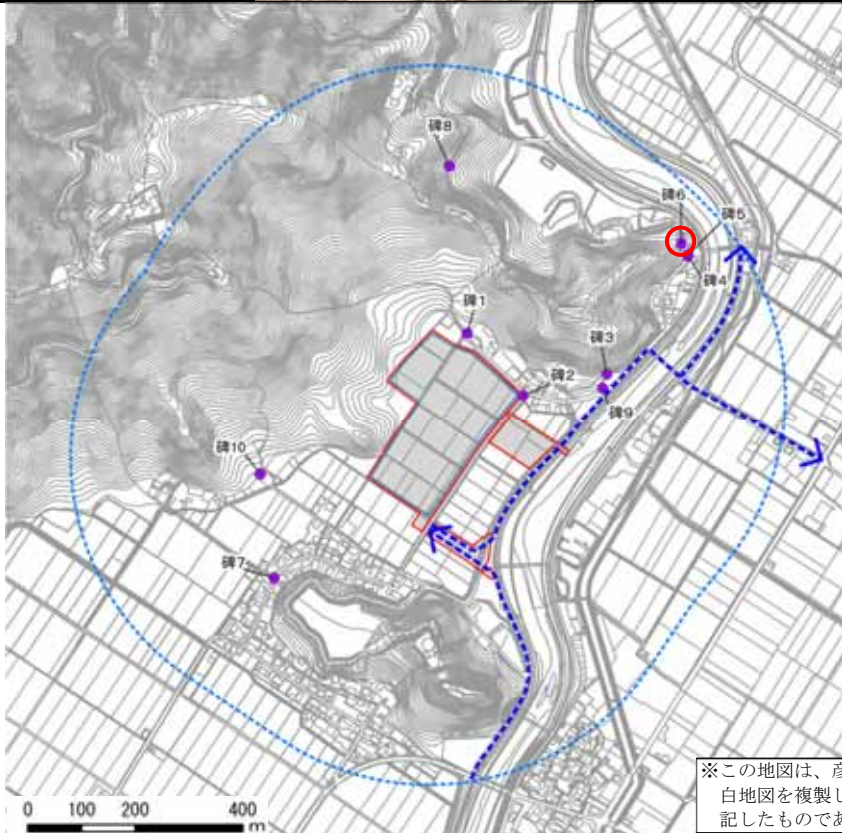
No.	碑 6	種 類	指定外_石碑	名 称	日夏町戦死者忠魂碑
数量・面積	1 基ほか	内 容	慰霊碑	成立時期	明治 44 年
所有者	日夏町自治会	文化的価値	自治会レベル	現 状	存続
保存状況	草刈り等				
保存活動の意向・課題	(詳細不明)				
アクセス	市道宇曾川左岸線、荒神山ハイキング道（天満コース）駐車スペースより、徒歩 1 分。				
写 真					
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧日夏村自治会の建立した日清戦争・日露戦争戦死者の慰霊碑と考えられる。銘文として「忠魂碑 元帥有朋書」「明治四十四年八月建之 日夏村」戦死者の氏名が刻印されている。（現地調査）</li> <li>・隣接して、大砲の砲弾が設置されている。（現地調査）</li> </ul>				

表 8.14-9(7) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（道標（従是荒神道））


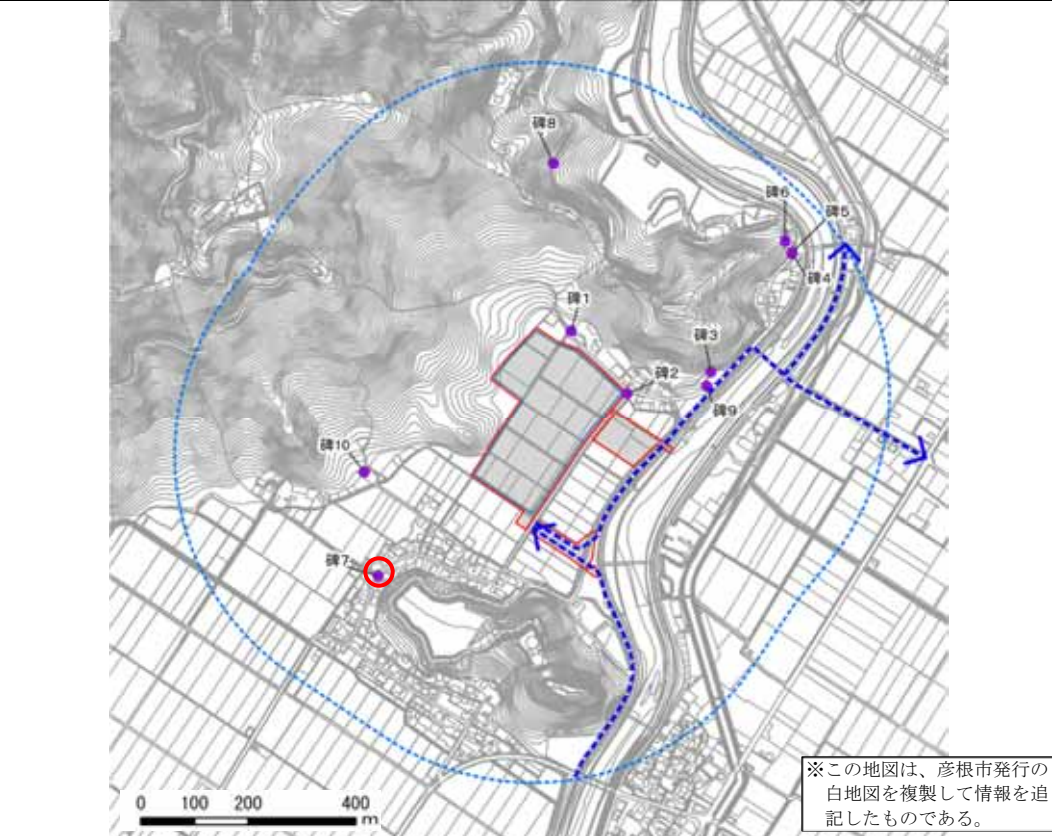
No.	碑 7	種 類	指定外_地蔵	名 称	道標（従是荒神道）
数量・面積	1 基	内 容	道標（朝鮮人街道）	成立時期	江戸（寛政 10 年）
所有者	不明	文化的価値	自治会レベル	現 状	存続
保存状況	草刈り等				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	市道大藪金田線沿道（駐車スペースなし）。最寄駐車場の山崎自治会管理の駐車場下車、徒歩 5 分。				
写 真					
位置図					
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝鮮人街道から荒神山神社（旧奥山寺）への道標である。（現地調査）</li> <li>・南山崎から西清崎の集落へと移るあたり、三叉路となった一隅に一基の道標が立っている。（中略）いずれもその北にそびえる荒神山へ向かう道との交点に立てられたもの。銘文として「奥山寺」「従是荒神道八町」の文字が刻まれる。寛政十年（一七九八）に勝乗院によって立てられたものである。（「朝鮮人街道 中近世古道調査報告書 1」（平成 6 年、滋賀県教育委員会））</li> <li>・林道荒神山線が開通するまでは、山頂の荒神山神社への参道がここから続いていた。（西清崎自治会ヒアリング）</li> </ul>				



表 8.14-9(8) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（石碑（名称不明））

No.	碑 8	種 類	指定外_その他	名 称	石碑（名称不明）
数量・面積	1 基	内 容	石碑（林道脇）	成立時期	不明
所有者	不明	文化的価値	不明	現 状	存続
保存状況	維持管理等は特に行っていないと思われる。				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	林道日夏山線沿道（駐車スペースあり）。				
写 真					
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道沿いに設置された石碑である。（現地調査）</li> <li>・銘文として「●妙●童」が刻印されている。（現地調査）</li> </ul>				

表 8.14-9(9) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（清崎町仏経碑）


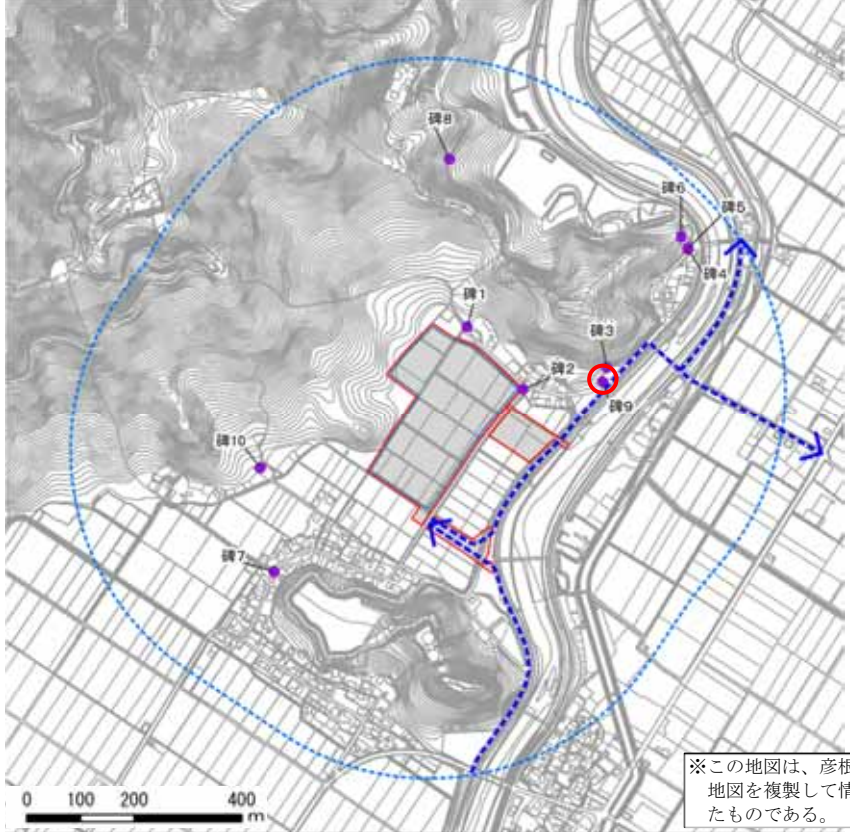
No.	碑 9	種 類	指定外_石碑	名 称	清崎町仏経碑
数量・面積	1 基	内 容	仏経碑	成立時期	江戸（天保3年）
所有者	東清崎自治会	文化的価値	自治会レベル	現 状	存続
保存状況	草刈り等				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	市道大藪金田線沿道（駐車スペースなし）。最寄駐車場の天満天神社駐車場より徒歩1分。				
写 真					
位置図					
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>東清崎地区集合墓地に建立された石碑。江戸時代に合祀された集合墓と考えられる。</li> <li>銘文として「南無阿弥陀仏」「天保第三歳次壬辰仲春日」「一切聖霊同合普路」が刻印されている。（現地調査）</li> </ul>				



表 8.14-9(10) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（西清崎仏経碑）


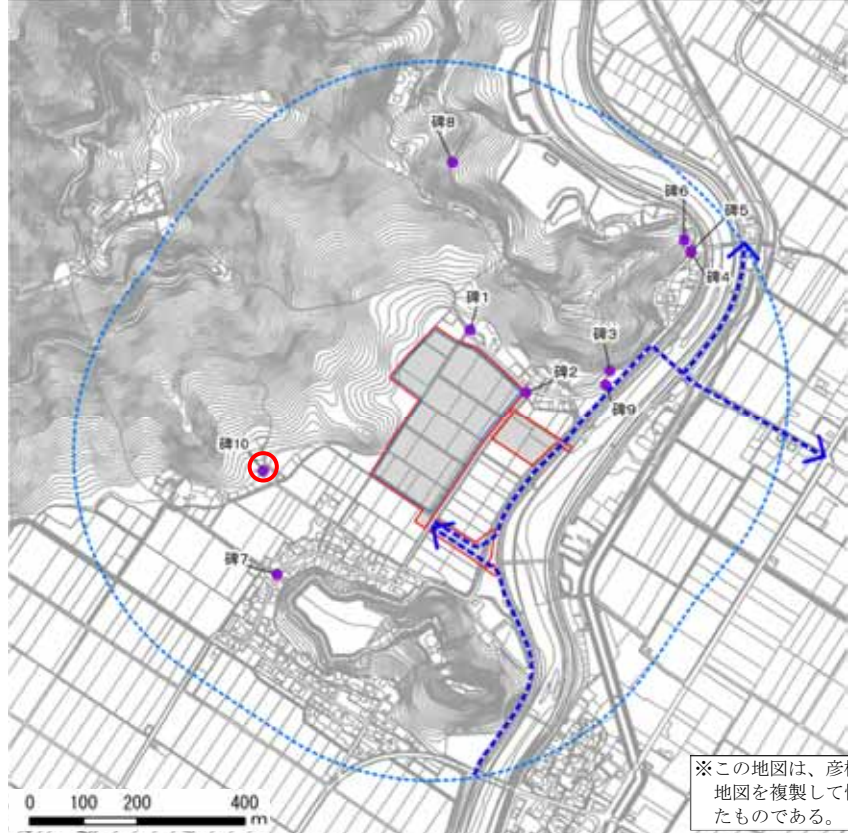
No.	碑 10	種 類	指定外_石碑	名 称	西清崎仏経碑
数量・面積	1 基	内 容	仏経碑（集合墓地内）	成立時期	不明
所有者	西清崎自治会	文化的価値	自治会レベル	現 状	存続
保存状況	草刈り等				
保存活動の意向・課題	西清崎地区の共同墓地として大切にしている（西清崎自治会聞き取り）。				
アクセス	市道大藪金田線より生活道路を入りすぐ（駐車スペースあり）。				
写 真					
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合墓地に建立された石碑。近世～近代に合祀された集合墓と考えられる。（現地調査）</li> <li>・銘文として「南無阿弥陀仏」が刻印されている。（現地調査）</li> </ul>				

表 8.14-10(1) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（西清崎地蔵集積地）

No.	地 1	種 類	指定外_地蔵	名 称	西清崎地蔵集積地
数量・面積	69 体ほか	内 容	地蔵(浄宗寺境内)	成立時期	不明
所有者	西清崎自治会	文化的価値	自治会レベル	現 状	存続
保存状況	草刈り・献花等				
保存活動の意向・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月に地蔵盆をおこなう（令和2年から2年連続で実施できていない）が、高齢化もあり維持管理が課題である（西清崎自治会聞き取り）。</li> <li>・集落内の子供が減り、子供会では維持できないことから、自治会行事となっている（西清崎自治会聞き取り）。</li> </ul>				
アクセス	市道大藪金田線沿道（駐車スペースなし）。最寄駐車場の山崎山城跡駐車場より徒歩5分。				
写 真					
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西清崎公民館隣接地（浄宗寺境内）で確認。（現地調査）</li> <li>・西清崎地区の地蔵集積安置場所である。（現地調査・ヒアリング）</li> </ul>				

表 8.14-10(2) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（地蔵（仏性寺））

No.	地 2	種 類	指定外_地蔵	名 称	地蔵（仏性寺）
数量・面積	3 体	内 容	地蔵（仏性寺境内）	成立時期	不明
所有者	仏性寺	文化的価値	自治会レベル	現 状	存続
保存状況	前掛け奉納、献花等				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	主要地方道大津・能登川・長浜線より市道稲里町櫻木・大又線に入り、山崎自治会管理の駐車場下車、徒歩すぐ。				
写 真					
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	・仏性寺境内に安置された地蔵尊。（現地調査）				

表 8.14-10(3) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（国昌寺地蔵集積地）


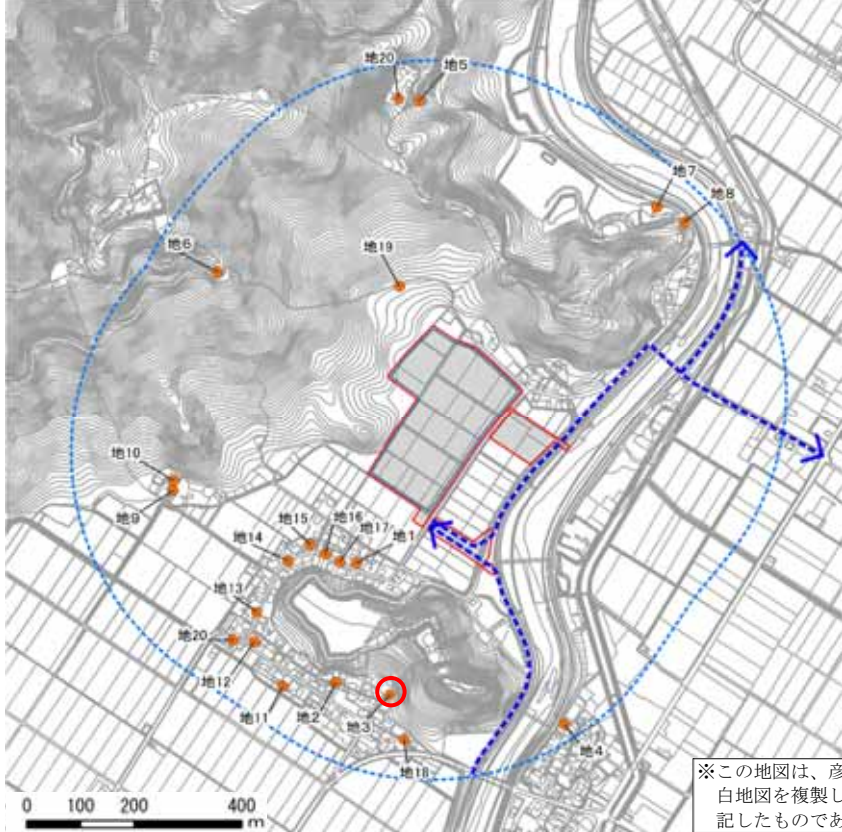
No.	地3	種類	指定外_地蔵	名称	国昌寺地蔵集積地
数量・面積	16体	内容	地蔵(国昌寺境内)	成立時期	不明
所有者	国昌寺	文化的価値	自治会レベル	現状	存続
保存状況	・前掛け奉納、献花、掃除等				
保存活動の意向・課題	今後とも大切に管理する予定である。（国昌寺聞き取り調査）				
アクセス	主要地方道大津・能登川・長浜線より市道稲里町櫻木・大又線に入り、すぐ（駐車スペースあり）。				
写真					
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国昌寺境内に存在。（現地調査）</li> <li>・境内に散らばっていた地蔵を集めたもの（国昌寺聞き取り）。</li> </ul>				

表 8.14-10(4) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（地蔵（名称不明））

No.	地 4	種 類	指定外_地蔵	名 称	地蔵（名称不明）
数量・面積	2 体	内 容	地蔵（個人敷地）	成立時期	不明
所有者	不明	文化的価値	個人レベル	現 状	存続
保存状況	前掛け奉納、献花など				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	主要地方道大津・能登川・長浜線より市道大山橋線沿道（駐車スペースなし）。最寄駐車場の山崎山城跡駐車場より徒歩3分。				
写 真					
位置図					
備 考	・個人宅敷地内に安置された地蔵尊。（現地調査）				

表 8.14-10(5) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（地蔵（名称不明））

No.	地 5	種 類	指定外_地蔵	名 称	地蔵（名称不明）
数量・面積	1 体	内 容	地蔵（千手寺境内）	成立時期	不明
所有者	不明	文化的価値	自治会レベル	現 状	存続
保存状況	前掛け奉納、献花など				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	市道宇曾川左岸線沿道の千手寺駐車場下車、参道を徒歩 5 分。				
写 真					
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	・千手寺境内に安置された地蔵尊。（現地調査）				

表 8.14-10(6) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（地蔵（名称不明））

No.	地 6	種 類	指定外_地蔵	名 称	地蔵（名称不明）
数量・面積	2 体	内 容	地蔵（林道脇）	成立時期	不明
所有者	不明	文化的価値	自治会レベル	現 状	存続
保存状況	前掛け奉納、献花など				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	林道荒神山線沿道（駐車スペースなし）。最寄駐車場の荒神山山頂駐車場下車、徒歩 6 分。				
写 真					
位置図					
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林道沿いに安置された地蔵尊。（現地調査）</li> <li>・ 荒神山登山者により管理されていると考えられる。（現地調査）</li> </ul>				

表 8.14-10(7) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（地蔵集積地（日夏町））


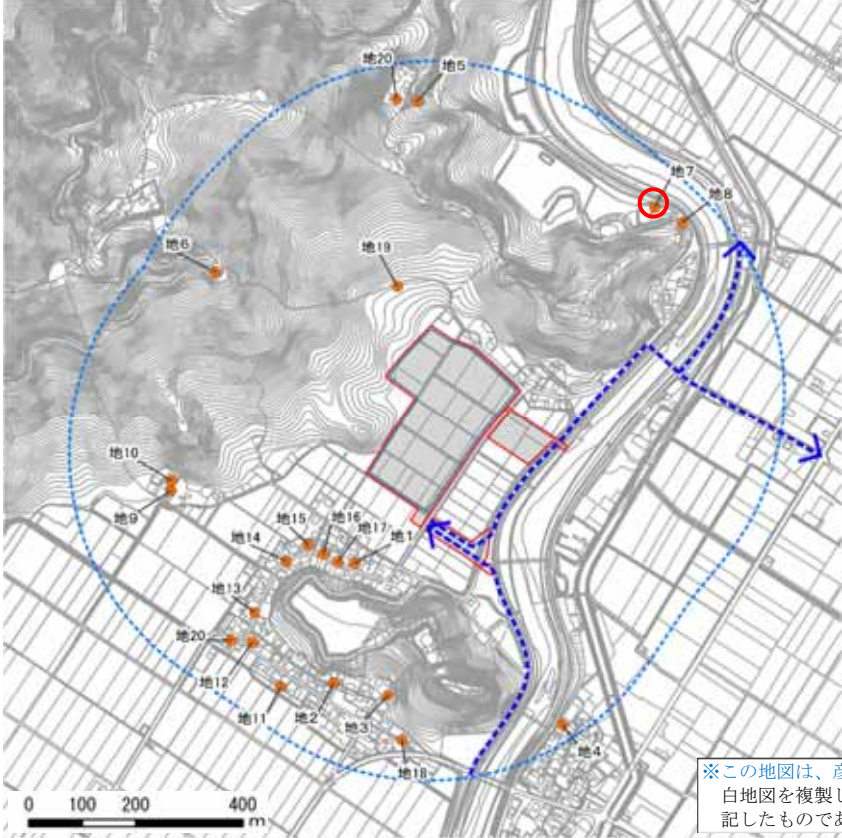
No.	地7	種 類	指定外_地蔵	名 称	地蔵集積地（日夏町）
数量・面積	6体	内 容	地蔵 （日夏町集合墓地内）	成立時期	不明
所有者	不明	文化的価値	自治会レベル	現 状	存続
保存状況	草刈り、前掛け奉納、献花など				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	市道宇曾川左岸線沿道（駐車スペースあり）。				
写 真					
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	日夏町集合墓地に集積・安置された地蔵尊。（現地調査）				



表 8.14-10(8) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（萬徳延命地蔵尊）

No.	地 8	種 類	指定外_地蔵	名 称	萬徳延命地蔵尊
数量・面積	1 体	内 容	地蔵（個人建立）	成立時期	昭和 60 年
所有者	個人	文化的価値	個人レベル	現 状	存続
保存状況	草刈り、前掛け奉納、献花など				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	市道宇曾川左岸線沿道（駐車スペースあり）。				
写 真					
位置図					
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日夏町戦死者集合墓地に隣接して安置された地蔵尊。（現地調査）</li> <li>・建立年月と建立者（個人）名の石碑が隣接している。（現地調査）</li> </ul>				

表 8.14-10(9) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（地蔵（名称不明））

No.	地9	種類	指定外_地蔵	名称	地蔵（名称不明）
数量・面積	1体	内容	地蔵（個人敷地）	成立時期	不明
所有者	不明	文化的価値	個人レベル	現 状	存続
保存状況	草刈り、前掛け奉納、献花など				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	市道大藪金田線から市道荒神山参道線に入りすぐ（駐車スペースなし）。最寄駐車場の山崎山城跡駐車場より徒歩10分。				
写 真					
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	・住居跡地とみられる空地に安置された地蔵尊。（現地調査）				

表 8.14-10(10) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（老月院地蔵集積地）

No.	地 10	種 類	指定外_地蔵	名 称	老月院地蔵集積地
数量・面積	8 体他	内 容	地蔵（老月院境内）	成立時期	不明
所有者	不明	文化的価値	自治会レベル	現 状	存続
保存状況	草刈りなど				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	市道大藪金田線から市道荒神山参道線に入りすぐ（駐車スペースなし）。最寄駐車場の山崎山城跡駐車場より徒歩 10 分。				
写 真					
位置図					
備 考	老月院境内に集積・安置された地蔵尊。（現地調査）				

表 8.14-10(11) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（地蔵（名称不明））

No.	地 11	種 類	指定外_地蔵	名 称	地蔵（名称不明）
数量・面積	1 件	内 容	地蔵（個人敷地）	成立時期	不明
所有者	不明	文化的価値	個人レベル	現 状	存続
保存状況	草刈りなど				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	主要地方道大津・能登川・長浜線より市道稲里町櫻木・大又線に入り、山崎自治会管理の駐車場下車、徒歩4分。				
写 真					
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	・畑地に安置された地蔵尊。（現地調査）				

表 8.14-10(12) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（地蔵（名称不明））

No.	地 12	種 類	指定外_地蔵	名 称	地蔵（名称不明）
数量・面積	1 件	内 容	地蔵（個人敷地）	成立時期	不明
所有者	不明	文化的価値	個人レベル	現 状	存続
保存状況	草刈り等				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	主要地方道大津・能登川・長浜線より市道稲里町櫻木・大又線沿線（駐車スペースなし）。最寄駐車場の山崎自治会管理の駐車場下車、徒歩 3 分。				
写 真					
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	・個人宅敷地内に安置された地蔵尊。（現地調査）				

表 8.14-10(13) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（地蔵（名称不明））

No.	地 13	種 類	指定外_地蔵	名 称	地蔵（名称不明）
数量・面積	1 件	内 容	地蔵（個人敷地）	成立時期	不明
所有者	不明	文化的価値	個人レベル	現 状	存続
保存状況	草刈り等				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	市道大藪金田線沿道（駐車スペースなし）。最寄駐車場の山崎自治会管理の駐車場下車、徒歩3分。				
写 真					
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	・個人宅敷地内に安置された地蔵尊。（現地調査）				

表 8.14-10(14) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（地蔵（名称不明））

No.	地 14	種 類	指定外_地蔵	名 称	地蔵（名称不明）
数量・面積	1 体	内 容	地蔵（個人敷地）	成立時期	不明
所有者	不明	文化的価値	個人レベル	現 状	存続
保存状況	草刈り、前掛け奉納、献花など				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	市道大藪金田線沿道（駐車スペースなし）。最寄駐車場の山崎自治会管理の駐車場下車、徒歩 5 分。				
写 真					
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	・個人宅敷地内に安置された地蔵尊。（現地調査）				

表 8.14-10(15) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（地蔵（名称不明））

No.	地 15	種 類	指定外_地蔵	名 称	地蔵（名称不明）
数量・面積	1 件	内 容	地蔵（個人敷地）	成立時期	不明
所有者	不明	文化的価値	個人レベル	現 状	存続
保存状況	草刈り、前掛け奉納、献花など				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	市道大藪金田線沿道（駐車スペースなし）。最寄駐車場の山崎自治会管理の駐車場下車、徒歩 5 分。				
写 真					
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	・個人宅敷地内に安置された地蔵尊。（現地調査）				



表 8.14-10(16) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（地蔵（名称不明））

No.	地 16	種 類	指定外_地蔵	名 称	地蔵（名称不明）
数量・面積	1 件	内 容	地蔵（個人敷地）	成立時期	不明
所有者	不明	文化的価値	個人レベル	現 状	存続
保存状況	草刈り、前掛け奉納、献花など				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	市道大藪金田線沿道（駐車スペースなし）。最寄駐車場の山崎山城跡駐車場より徒歩4分。				
写 真	（個人宅玄関につき写真なし）				
位置図					
備 考	・個人宅敷地内に安置された地蔵尊。（現地調査）				

表 8.14-10(17) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（地蔵（名称不明））

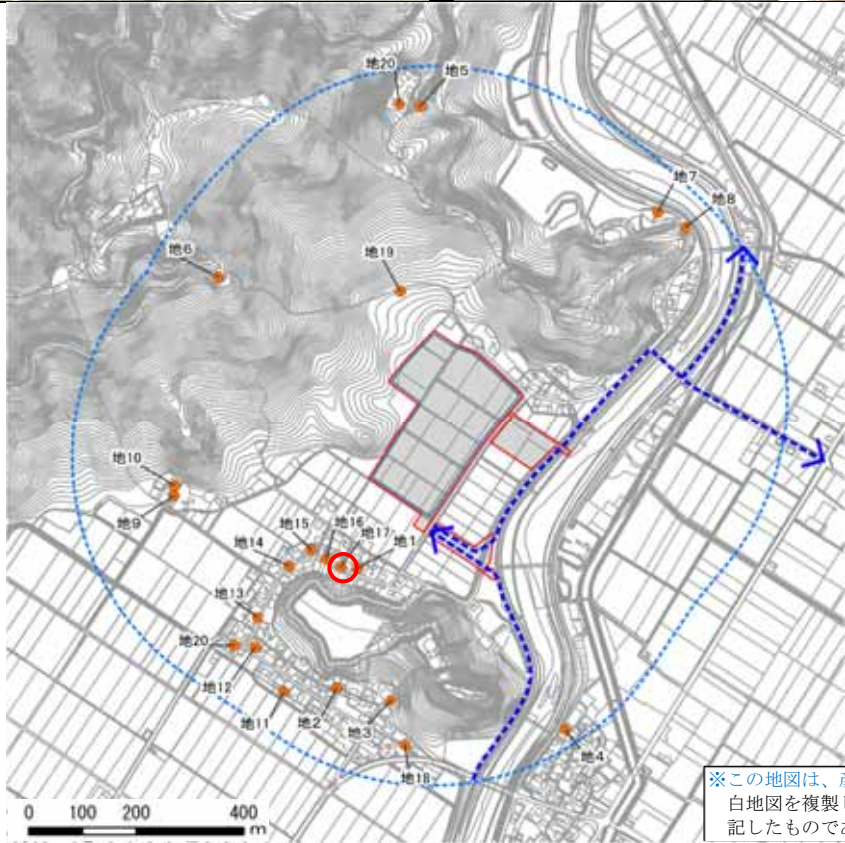
No.	地 17	種 類	指定外_地蔵	名 称	地蔵（名称不明）
数量・面積	1 件	内 容	地蔵（個人敷地）	成立時期	不明
所有者	不明	文化的価値	個人レベル	現 状	存続
保存状況	草刈り等				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	市道大藪金田線沿道（駐車スペースなし）。最寄駐車場の山崎山城跡駐車場より徒歩4分。				
写 真					
位置図					
備 考	・個人宅敷地内に安置された地蔵尊。（現地調査）				

表 8.14-10(18) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（地蔵（名称不明））

No.	地 18	種 類	指定外_地蔵	名 称	地蔵（名称不明）
数量・面積	1 件	内 容	地蔵（個人敷地）	成立時期	不明
所有者	不明	文化的価値	個人レベル	現 状	存続
保存状況	草刈り、前掛け奉納など				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	主要地方道大津・能登川・長浜線より市道稲里町櫻木・大又線沿線（駐車スペースなし）。最寄駐車場の山崎自治会管理の駐車場下車、徒歩 2 分。				
写 真					
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	・個人宅敷地内に安置された地蔵尊。（現地調査）				

表 8.14-10(19) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（地蔵（名称不明））

No.	地 19	種 類	指定外_地蔵	名 称	地蔵（名称不明）
数量・面積	1 件	内 容	地蔵（個人敷地）	成立時期	不明
所有者	不明	文化的価値	個人レベル	現 状	存続
保存状況	草刈り、前掛け奉納、献花など				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	市道大藪金田線から参道に入り荒神山神社遥拝殿駐車場下車、徒歩3分。				
写 真					
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>				
備 考	・山林内に安置された地蔵尊。（現地調査）				

表 8.14-10(20) 調査地域の未指定の有形文化財の詳細（千手寺地蔵集積地）

No.	地 20	種 類	指定外_地蔵	名 称	千手寺地蔵集積地
数量・面積	5 体	内 容	地蔵（千手寺境内）	成立時期	不明
所有者	千手寺	文化的価値	自治会レベル	現 状	存続
保存状況	地蔵堂管理、草刈り、前掛け、塔婆奉納など				
保存活動の意向・課題	（詳細不明）				
アクセス	市道宇曾川左岸線沿道の千手寺駐車場下車、参道を徒歩 5 分。				
写 真					
位置図					
備 考	・千手寺境内に安置された地蔵尊。（現地調査）				

4) ヒアリング調査

① 彦根市文化財課ヒアリング

彦根市文化財課へ、有形の文化財について聞き取り調査を行った。聞き取り調査結果は表 8.14-11に示すとおりである。

表 8.14-11 聞き取り調査結果（彦根市文化財課）

項目	調査実施日
目的	対象事業実施区域およびその周辺における文化財・伝承文化について、知見を提供いただく。
対象	彦根市 歴史まちづくり部 文化財課 2名
日程	令和3年2月10日
聞き取り内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定文化財について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書に記載された指定文化財以外に知見は持ち合わせてない。</li> </ul> </li>   <li>●埋蔵文化財について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域は埋蔵文化財包蔵地の指定はないが、荒神山は全域が埋蔵文化財包蔵地に指定されている。工事中に埋蔵文化財が出土（不時発見）した場合は、文化財保護法の第九七条に則り、調査が必要となる。</li> <li>・「妙楽寺遺跡」は、埋蔵物が多く出土する可能性の高い遺跡である。</li> <li>・「稲里遺跡」に隣接して数件の民家があるが、この民家敷地は古墳の上に形成されていることが明らかとなり、「荒神山古墳群」の一部を拡張する形で埋蔵文化財包蔵地に指定する予定である。</li> </ul> </li>   <li>●その他の文化財について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財以外の有形文化財についての知見は有していない。当該地域におけるその他の文化財について、とりまとめた文献・資料は無いと考えられる。</li> <li>・文化財課としては発言する権限を有していないが、地域コミュニティとの対話や十分な配慮をお願いしたい。</li> </ul> </li> </ul>

### ② 荒神山神社ヒアリング

荒神山神社の宮司、祢宜へ、文化財・伝承文化（地域に伝わる行事や歴史等）について聞き取り調査を行った。聞き取り調査結果は表 8.14-12に示すとおりである。

表 8.14-12 聞き取り調査結果（荒神山神社）

項目	調査実施日
目的	対象事業実施区域およびその周辺における文化財分布およびその詳細についての聞き取り調査。
対象	荒神山神社関係書（2名）
日程	令和3年3月29日
聞き取り内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定・登録文化財について</li> <li>・荒神山神社に関連して、市指定有形文化財、国登録有形文化財の建築物や鳥居がある。</li> <li>・荒神山神社遙拝殿は、里根町の天寧寺境内に社殿を当時の彦根市長井伊直愛氏より譲り受け荒神山の麓に移築したものである。老朽化で耐震支柱が下がってきているため、工事振動の影響で破損しないか懸念している。</li> <li>●その他の文化財について</li> <li>・指定文化財に並ぶものとしては、寛政時代に建てられた荒神山神社遙拝殿由来の石碑がある。また、荒神山に続く「朝鮮人街道」も重要である。</li> </ul>

### ③ 地元自治会ヒアリング

地元自治会関係者へ、文化財・伝承文化（地域に伝わる行事や歴史等）について聞き取り調査を行った。聞き取り調査結果は表 8.14-13～表 8.14-15に示すとおりである。

表 8.14-13 聞き取り調査結果（西清崎自治会）

項目	調査実施日
目的	西清崎地区の対象事業実施区域およびその周辺における文化財分布およびその詳細についての聞き取り調査。
対象	西清崎自治会関係者（1名）
日程	令和4年4月23日
聞き取り内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●その他の文化財について</li> <li>・老月院については、集落の菩提寺ではなく、尼寺であったが無住の寺となり管理されなくなったことから、西清崎自治会で管理することとなった。以前は甘茶奉納や施餓鬼供養などの行事をしていたが、今では行っていない</li> <li>・天満天神社の氏子圏は清崎町の東西集落と賀田山町の4集落である。かつては各集落に社があってそれぞれで祭が行われていたが、明治年代に天満天神社に合祀された。</li> <li>・「従是荒神道」の石碑について、西清崎集落に2基あり、所有者不明の共有物である。管理は特には行っていないが、荒神山神社参道のもの、荒神山神社関係者が草刈り等を行っている。</li> <li>・現在の荒神山参道は明治の頃に圃場整備・水路付替えを行ったときに現在の位置に付け替えられている。そのため、「従是荒神道」の石碑も同時期に移転されたかもしれない。</li> <li>・もう1基、西清崎と山崎の境界のものは、かつては朝鮮人街道からここを折れて、老月院に続く道が荒神山神社まで続く参道であり、それを示すものである。</li> </ul>

表 8.14-14 聞き取り調査結果（大山自治会）

項目	調査実施日
目的	大山地区の対象事業実施区域およびその周辺における文化財についての聞き取り調査。
対象	大山自治会関係者（1名）
日程	令和4年4月23日
聞き取り内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●その他の文化財について</li> <li>・調査範囲に限ると、特にはないと思われる。</li> </ul>

表 8.14-15 聞き取り調査結果（東清崎自治会）

項目	調査内容
目的	東清崎地区の対象事業実施区域およびその周辺における文化財分布およびその詳細についての聞き取り調査。
対象	東清崎自治会関係者（1名）
日程	令和4年4月26日
聞き取り内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●その他の有形文化財について</li> <li>・調査範囲内に、現地調査結果で挙げられている以外の有形文化財は特にはないと考えられる。</li> <li>・対象事業実施区域北東側の天満天神社近くにある集合墓地は、東清崎地区の墓地であり、自治会で管理している。西清崎地区の集合墓地は対象事業実施区域南西側の荒神山山麓である。</li> </ul>

#### ④ 地元寺院関係者ヒアリング

国昌寺関係者に聞き取り調査を行った。聞き取り調査結果は表 8.14-16に示すとおりである。

表 8.14-16 聞き取り調査結果（国昌寺関係者）

項目	調査実施日
目的	国昌寺の文化財・伝承文化についての聞き取り調査。
対象	国昌寺関係者（1名）
日程	令和4年4月25日
聞き取り内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●寺院の由来について</li> <li>・いわゆる集落の菩提寺ではなく、戦国武将山崎家の菩提寺として、檀家域は青森県や東京都、山口県など広域である。</li> <li>・現在の建物は文化財収蔵庫として近年建てられたもの。</li> <li>・本堂は台風被害等により崩壊し、令和元年に処理された。</li> <li>●指定・登録文化財について</li> <li>・木造聖観音坐像は、国昌寺の文化財安置場所で大切に管理している。</li> </ul>



5) 主要な有形文化財等の抽出

① 抽出条件

確認された文化財について、その種類、位置等の概要、位置づけ（地域により重視されている対象等の視点）を整理し、予測対象とする主要な有形文化財等を抽出した。

抽出にあたっては、地域の歴史的・文化的特徴、専門家の意見、住民等の価値認識も考慮し、表 8.14-17 に示す基準で抽出した。

表 8.14-17 主要な有形文化財等の抽出条件

種類	抽出条件	備考
指定(登録)文化財	全ての指定(登録)文化財	文化財保護法および県条例、市条例により指定されており、現状の変更に規制をうけていることから、予測対象とする。
未指定の有形文化財	自治会レベルで大切にされている社寺	対象事業は未指定の有形文化財の改変を行わない。 未指定の有形文化財には重要性の高いものは認められなかったが、自治会レベルで大切にされている社寺を予測評価の対象とする。
	荒神山神社にゆかりのある文化財	対象事業は未指定の有形文化財の改変を行わない。 未指定の有形文化財には重要性の高いものは認められなかったが、荒神山神社と一体として保全する必要がある荒神山神社ゆかりの道標等を予測評価の対象とする。

② 抽出結果

抽出した主要な有形文化財等は表 8.14-18 に示す 19 件であった。

表 8.14-18 主要な有形文化財等の抽出結果

区分	No.	名称	現状
指定文化財	指 1	荒神山古墳	存続
	指 2	木造僧形坐像（千手寺）	存続
	指 3	荒神山神社社務所ほか 2 件	存続
	指 4	荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）	存続
	指 5	木造千手観音菩薩立像ほか 2 体（千手寺）	存続
	指 6	木造僧形半跏像（千手寺）	存続
	指 7	木造聖観音坐像（国昌寺）	存続
	指 8	山崎山城跡	存続
	指 9-1	荒神山神社本殿ほか 4 件	存続
	指 9-2	荒神山神社鳥居	存続
未指定の有形文化財	社 1	天満天神社	存続
	社 2	千手寺	存続
	社 3	国昌寺	存続
	社 4	浄宗寺	存続
	社 5	老月院	存続
	社 6	仏性寺	存続
	碑 1	道標（荒神山神社本坂）	存続
碑 2	道標（従是荒神道）	存続	
	碑 7	道標（従是荒神道）	存続

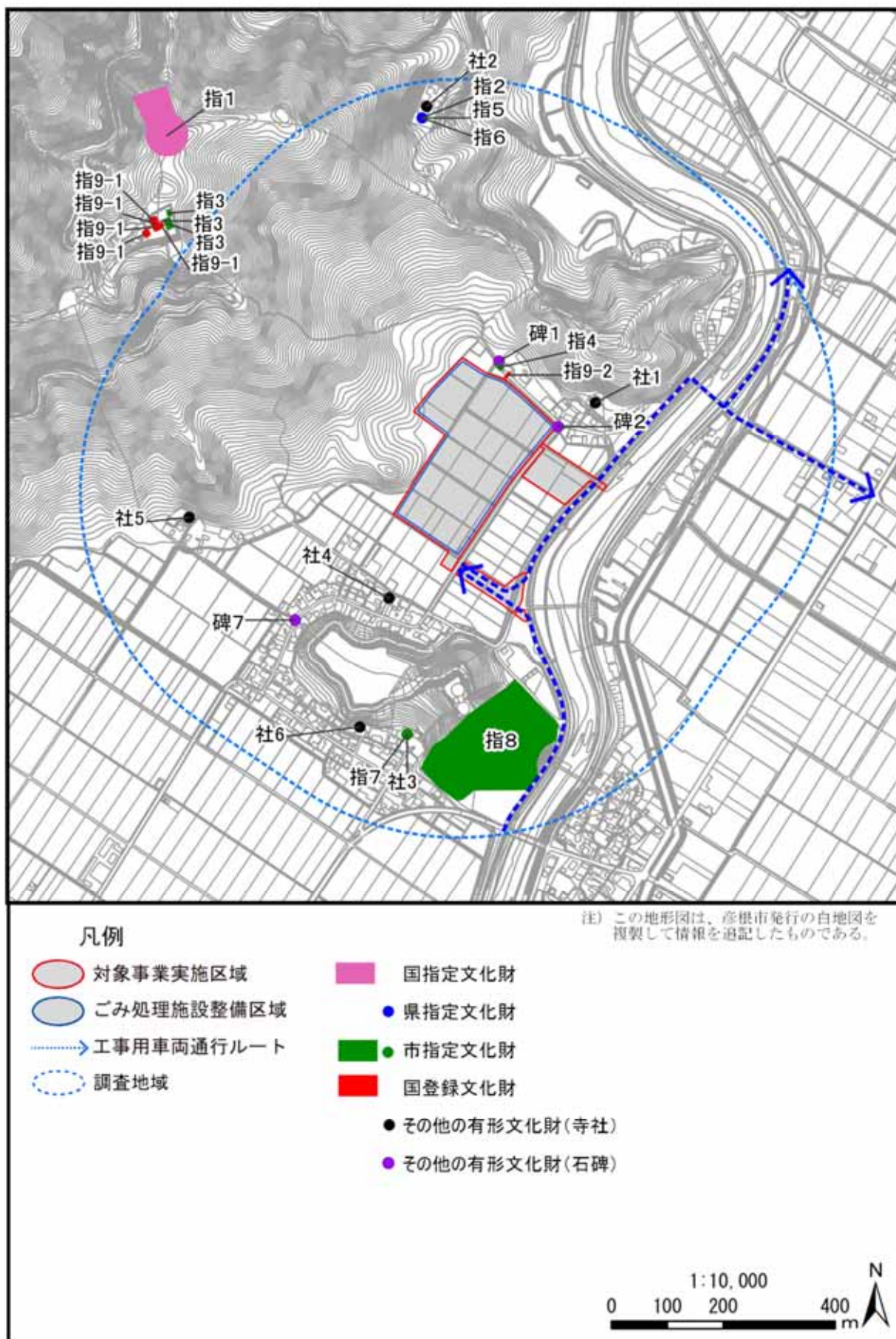


図 8.14-8 主要な有形文化財等位置図

## 8.14.2 予測・評価

### (1) 工事の実施および存在・供用に伴う文化財への影響

#### 1) 予測

##### ① 予測内容

工事の実施（土地の改変・重機の稼働・工車用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）が文化財へ及ぼす影響について予測した。予測内容を表 8.14-19 に示す。

表 8.14-19 工事の実施および存在・供用に伴う文化財への影響の予測内容

予測項目	(ア)文化財に対する直接改変の程度の予測 (イ)文化財と一体となった周辺環境の状態変化の予測 (ウ)文化財の内部（庭園等）から見る風景の変化の予測 (エ)文化財へのアクセス特性の変化の予測
予測地域	有形の文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同様とした。予測地域を表 8.14-19 に示す。
予測地点	(ア) (イ) (エ)：主要な有形文化財等として選定した 19 地点を対象とした。 (ウ)：上記 19 地点のうち、庭園等を持つ 12 地点とした。 予測地点を表 8.14-20 および表 8.14-19 に示す。
予測対象時期	有形の文化財に係る環境影響を的確に把握できる時期とし、表 8.14-21 に示す時期とした。

表 8.14-20 文化財の予測項目ごとの影響要因および予測対象地点

区分	No.	名称	予測項目別 <sup>注)</sup>			
			ア	イ	ウ	エ
指定文化財	指 1	荒神山古墳	○	○	○	○
	指 2	木造僧形坐像（千手寺）	○	○		○
	指 3	荒神山神社社務所ほか 2 件	○	○	○	○
	指 4	荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）	○	○	○	○
	指 5	木造千手観音菩薩立像ほか 2 体（千手寺）	○	○		○
	指 6	木造僧形半跏像（千手寺）	○	○		○
	指 7	木造聖観音坐像（国昌寺）	○	○		○
	指 8	山崎山城跡	○	○	○	○
	指 9-1	荒神山神社本殿ほか 4 件	○	○	○	○
	指 9-2	荒神山神社鳥居	○	○	○	○
未指定の有形文化財	社 1	天満天神社	○	○	○	○
	社 2	千手寺	○	○	○	○
	社 3	国昌寺	○	○	○	○
	社 4	浄宗寺	○	○	○	○
	社 5	老月院	○	○	○	○
	社 6	仏性寺	○	○	○	○
	碑 1	道標（荒神山神社本坂）	○	○		○
碑 2	道標（従是荒神道）	○	○		○	
碑 7	道標（従是荒神道）	○	○		○	

注) 予測項目は以下のとおりである。

ア：文化財に対する直接改変の程度の予測

イ：文化財と一体となった周辺環境の状態変化の予測

ウ：文化財の内部（庭園等）から見る風景の変化の予測

エ：文化財へのアクセス特性の変化の予測

表 8.14-21 文化財の予測項目ごとの影響要因および予測対象時期

予測項目	影響要因	予測対象時期
(ア)文化財に対する直接改変の程度の予測	工事の実施（土地の改変）	土地の改変が見込まれる時期
(イ)文化財と一体となった周辺環境の状態変化の予測	工事の実施（重機の稼働・工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）	重機の稼働・工事用車両の走行が見込まれる時期および施設の稼働が見込まれる時期
(ウ)文化財の内部（庭園等）から見る風景の変化の予測	存在・供用（施設の存在）	施設の稼働が見込まれる時期
(エ)文化財へのアクセス特性の変化の予測	工事の実施（土地の改変および工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）	土地の改変・工事用車両の走行が見込まれる時期 施設の稼働が見込まれる時期

② 予測の基本的な手法

(ア) 文化財に対する直接改変の程度の予測

土地の形状の変更および構造物の設置等の範囲と、文化財の分布図を重ね合わせることにより工事中の文化財への影響を予測した。

(イ) 文化財と一体となった周辺環境の状態変化の予測

利用者目線の周辺環境の状況変化について、予測対象の有形文化財等が利用される状況や、対象事業実施区域からの離隔を把握し、類似事例の引用等により、供用後の文化財の周辺環境や利用状況への影響または変化の程度を予測した。

(ウ) 文化財の内部（庭園等）から見る風景の変化の予測

土地の形状の変更、樹木の伐採、構造物の設置等の範囲と、文化財の分布、そして各文化財から見る風景の視界を考慮し、必要に応じてフォトモンタージュの作成および景観上の物理指標等を勘案して、供用後の風景の変化を予測した。

(エ) 文化財へのアクセス特性の変化の予測

対象事業実施区域や工事関係車両、想定されるアクセスルートを重ね合わせることにより、工事中および供用後のアクセス特性の変化を予測した。

### ③ 予測結果

#### (7) 文化財に対する直接改変の程度の予測

文化財に対する直接的な改変についての予測結果は表 8.14-22 に示すとおりであり、いずれの主要な文化財も対象事業実施区域から十分に離れており、対象事業による直接影響はないものと予測した。

表 8.14-22 主要な有形文化財等の直接改変の程度の予測結果

No.	名称	直接改変の予測結果
指 1	荒神山古墳	直接改変無し
指 2	木造僧形坐像（千手寺）	直接改変無し
指 3	荒神山神社社務所ほか 2 件	直接改変無し
指 4	荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）	直接改変無し
指 5	木造千手観音菩薩立像ほか 2 体（千手寺）	直接改変無し
指 6	木造僧形半跏像（千手寺）	直接改変無し
指 7	木造聖観音坐像（国昌寺）	直接改変無し
指 8	山崎山城跡	直接改変無し
指 9-1	荒神山神社本殿ほか 4 件	直接改変無し
指 9-2	荒神山神社鳥居	直接改変無し
社 1	天満天神社	直接改変無し
社 2	千手寺	直接改変無し
社 3	国昌寺	直接改変無し
社 4	浄宗寺	直接改変無し
社 5	老月院	直接改変無し
社 6	仏性寺	直接改変無し
碑 1	道標（荒神山神社本坂）	直接改変無し
碑 2	道標（従是荒神道）	直接改変無し
碑 7	道標（従是荒神道）	直接改変無し

#### (イ) 文化財と一体となった周辺環境の状態変化の予測

文化財の周辺環境や利用状況への影響または変化の程度についての予測結果は表 8.14-23 に示すとおりであり、「指 4 荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）」、「指 9-2 荒神山神社鳥居」、「碑 1 道標（荒神山神社本坂）」、「社 1 天満天神社」、「碑 2 道標（従是荒神道）」については、直接的な改変は行わないものの、対象事業実施区域に近接することから、工事中の騒音・振動等により一定の影響を受けると考えられる。その他については、文化財と一体となった周辺環境は保存されることから、影響は極めて小さいものと予測した。

表 8.14-23 文化財と一体となった周辺環境の状態変化の予測結果

No.	名称	利用状況	対象事業実施 区域からの離隔	予測結果
指 1	荒神山古墳	墳墓の一部は植林地や個人の墓地となっている。古墳を取り囲むようにハイキング道が整備されており、一定の利用者がある。	約 600m	対象事業実施区域から一定の距離があり、周辺の山林は保存されることから、影響は極めて小さい。
指 2	木造僧形坐像（千手寺）	千手寺は、関係者により草刈り・掃除が行き届いている。荒神山散策など一定の利用者がある。	約 430m	対象事業実施区域から一定の距離があり、神社や周辺の山林は保存されることから、影響は極めて小さい。
指 5	木造千手観音菩薩立像ほか2体（千手寺）			
指 6	木造僧形半跏像（千手寺）			
社 2	千手寺			
指 3	荒神山神社社務所ほか2件	荒神山神社は、荒神山山頂に位置し、山頂までは林道や遊歩道が整備されており、毎日多数の参拝がある。大祭である水無月祭にも大勢が集まる。	約 550m	対象事業実施区域から一定の距離があり、神社や周辺の山林は保存されることから、影響は極めて小さい。
指 9-1	荒神山神社本殿ほか4件			
指 4	荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）	荒神山麓に存在し、山頂の荒神山神社への参道の登り口であり、一定の利用者がある。大祭である水無月祭では大勢が集まる。	約 10m	神社やその周辺の樹林は改変しないものの、対象事業実施区域に近接しており、 <u>一定の影響が想定される。</u>
指 9-2	荒神山神社鳥居		約 4m	
碑 1	道標（荒神山神社本坂）		約 30m	
指 7	木造聖観音坐像（国昌寺）	国昌寺は、集落内に位置する。新しく整備された本堂があり、草刈り・掃除が行き届いている。利用状況は不明である。	約 300m	対象事業実施区域から一定の距離があり、神社や周辺の山林は保存されることから、影響は極めて小さい。
社 3	国昌寺			
指 8	山崎山城跡	城跡の一部は展望広場として整備されており、一定の利用者がある。	約 100m	対象事業実施区域から一定の距離があり、遺跡や周辺の集落は保存されることから、影響は極めて小さい。
社 1	天満天神社	対象事業実施区域に近接しており、複数集落の氏神として一定の利用者がある。春季には太鼓祭が開催されるほか、荒神山神社水無月祭の際にも大勢が集まる。	約 30m	神社やその周辺の樹林は改変しないものの、対象事業実施区域に近接しており、 <u>一定の影響が想定される。</u>
社 4	浄宗寺	集落内に位置する。草刈り・掃除が行き届いている。地域の菩提寺として一定の利用者がある。	約 110m	対象事業実施区域に比較的近いものの、寺院の門は対象事業実施区域の反対側にあり利用者の意識が向きにくいと考えられることから、影響は極めて小さい。
社 5	老月院	集落内に位置する。草刈り・掃除が行き届いている。利用状況は不明である。	約 350m	対象事業実施区域から一定の距離があり、寺院や周辺の山林は保存されることから、影響は極めて小さい。
社 6	仏性寺	集落内に位置する。草刈り・掃除が行き届いている。地域の菩提寺として一定の利用者がある。	約 320m	対象事業実施区域から一定の距離があり、寺院や周辺の山林は保存されることから影響は極めて小さい。
碑 2	道標（従是荒神道）	対象事業地実施区域の至近にあり、緩衝物もない。	約 4m	対象事業実施区域に近接しており、 <u>一定の影響が想定される。</u>
碑 7	道標（従是荒神道）	集落内に存在し、対象事業実施区域方向はほとんど眺望できない。	約 260m	対象事業方向業実施区域から一定の距離があり、見通しの悪い集落内に位置することから、影響は極めて小さい。

(ウ) 文化財の内部（庭園等）から見る風景の変化の予測

ア) 文化財の内部（庭園等）から見る風景の状況

文化財の内部（庭園等）から見る風景の状況は表 8.14-24 に示すとおりである。

表 8.14-24(1) 文化財の内部（庭園等）から見る風景の状況

No.	名称	庭園等からの風景の状況	ごみ処理施設整備区域との離隔	対象事業実施区域方向の風景
指 1	荒神山古墳	尾根裏に位置し樹林に囲まれている。	約 600m	
指 3	荒神山神社社務所ほか 2 件	荒神山の山頂に位置するが樹林に囲まれている。	約 550m	
指 9-1	荒神山神社本殿ほか 4 件			
指 4	荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）	至近距離から対象事業地実施区域方向を眺望するが、植栽により一定の緩衝効果がある。	約 10m	
指 9-2	荒神山神社鳥居	ただし、荒神山神社鳥居付近のわずかな植栽の切れ目から、対象施設を直視できる。	約 4m	
指 7	木造聖観音坐像（国昌寺）	山崎山を隔てた反対側に位置し、対象事業実施区域方向は眺望できない。	約 320m	
社 3	国昌寺			

表 8.14-24(2) 文化財の内部（庭園等）から見る風景の状況

No.	名称	庭園等からの風景の状況	ごみ処理施設整備区域との離隔	対象事業実施区域方向の風景
指 8	山崎山城跡	樹木伐採により眺望が確保されているものの、対象事業実施区域方向は眺望できない。	約 250m	
社 1	天満天神社	対象事業地実施区域方向を至近距離から見下ろす景観であり、緩衝物もない。	約 30m	
社 2	千手寺	尾根裏に位置し樹林に囲まれている。	約 430m	
社 4	浄宗寺	寺庭は本堂を隔てた反対側に位置し、対象事業実施区域方向はほとんど眺望できない。	約 130m	



表 8.14-24(3) 文化財の内部（庭園等）から見る風景の状況

No.	名称	庭園等からの風景の状況	ごみ処理施設整備区域との離隔	対象事業実施区域方向の風景
社 5	老月院	尾根裏に位置し樹林に囲まれていることから、対象事業実施区域方向は眺望できない。	約 350m	
社 6	仏性寺	山崎山を隔てた反対側に位置し、対象事業実施区域方向は眺望できない。	約 350m	

1) 文化財の内部（庭園等）から見る風景の予測結果

風景の変化についての予測結果は表 8.14-25 に示すとおりであり、「指 4 荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）」、「指 9-2 荒神山神社鳥居」、「社 1 天満天神社」については、対象事業実施区域に近接することから、別途予測したとおり文化財と一体となった周辺環境は保存されることか風景に変化を生じる。

表 8.14-25 文化財の内部（庭園等）から見る風景の変化の予測結果

No.	名称	庭園等からの風景の状況	ごみ処理施設整備区域との離隔	予測結果
指 1	荒神山古墳	尾根裏に位置し樹林に囲まれている。	約 600m	対象事業実施区域方向は眺望できないことから、影響はない。
指 3	荒神山神社社務所ほか 2 件	荒神山の山頂に位置するが樹林に囲まれている。	約 550m	対象事業実施区域方向は眺望できないことから、影響はない。
指 9-1	荒神山神社本殿ほか 4 件			
指 4	荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）	至近距離から対象事業地実施区域方向を眺望するが、植栽により一定の緩衝効果がある。 ただし、荒神山神社鳥居付近のわずかな植栽の切れ目から、対象施設を直視できる。	約 10m	植栽により一定の緩衝効果があるものの、至近距離から対象事業地実施区域方向を眺望する事から <u>景観変化の程度は大きい。</u>
指 9-2	荒神山神社鳥居		約 4m	
指 8	山崎山城跡	樹木伐採により眺望が確保されているものの、対象事業実施区域方向は眺望できない。	約 250m	対象事業実施区域方向は眺望できないことから、影響はない。
社 1	天満天神社	対象事業地実施区域方向を至近距離から見下ろす景観であり、緩衝物もない。	約 30m	至近距離から対象事業地実施区域方向を眺望し、 <u>景観変化の程度は大きい。</u>
社 2	千手寺	尾根裏に位置し樹林に囲まれている。	約 430m	対象事業実施区域方向は眺望できないことから、影響はない。
社 3	国昌寺	山崎山を隔てた反対側に位置し、対象事業実施区域方向は眺望できない。	約 320m	対象事業実施区域方向は眺望できないことから、影響はない。
社 4	浄宗寺	寺庭は本堂を隔てた反対側に位置し、対象事業実施区域方向はほとんど眺望できない。	約 130m	対象事業実施区域方向はほとんど眺望できないことから、影響はない。
社 5	老月院	尾根裏に位置し樹林に囲まれていることから、対象事業実施区域方向は眺望できない。	約 350m	対象事業実施区域方向は眺望できないことから、影響はない。
社 6	仏性寺	山崎山を隔てた反対側に位置し、対象事業実施区域方向は眺望できない。	約 350m	対象事業実施区域方向は眺望できないことから、影響はない。

ウ) 荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）・荒神山神社鳥居・天満天神社からの眺望景観の変化

荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）・荒神山神社鳥居については「8.11 人と自然との触れ合いの活動の場」、天満天神社からの眺望景観の変化については「8.10 景観」において変化をフォトモンタージュ法により予測した。予測手法の詳細については、「8.10 景観」に示す手法と同様とした。なお、作成したフォトモンタージュについては、後述する環境保全措置の内容を反映したものであり、「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」（令和2年12月）において掲載した計画段階配慮の追加検討で示した、敷地全体としていた盛土範囲を敷地境界からセットバックし、盛土端部のコンクリート擁壁構造を緑化法面としている

荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）・荒神山神社鳥居からの風景の変化についての予測結果の詳細は表 8.14-26 に再掲する。予測地点はごみ処理施設整備区域に近接し、本施設がよく目立つ領域からの眺望景観であり、各物理指標値の多くを上回る。景観資源では、建屋および盛土により、山崎山の山裾に広がる「朝鮮人街道」周辺の集落景観（西清崎（南）集落）を被隠することから、景観上の支障が生じる。このため、眺望景観の変化は大きいと予測した。

天満天神社からの風景の変化についての予測結果の詳細は表 8.14-27 に再掲する。予測地点はごみ処理施設整備区域に近接し、本施設がよく目立つ領域からの眺望景観であり、各物理指標値の多くを上回る。建屋および煙突により、景観資源である「荒神山」のスカイラインを切断し、山崎山の山裾に広がる「朝鮮人街道」周辺の集落景観（西清崎（南）集落）を被隠することから、景観上の支障が生じる。このため、眺望景観の変化は大きいと予測した。

表 8.14-26 荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）・荒神山神社鳥居からの眺望景観の予測結果（再掲）

項目	予測値	影響の程度
視距離	約5m	近景に当たり、対象の要素やディテールが目につきやすい距離である。
水平見込角	31.1度	指標値である10度を上回り、建物が目立つ領域である。
垂直見込み角	14.3度	指標値である2度を大きく上回り、よく目立つ領域である。
仰角	15.7度	指標値である18度を下回り、本施設による圧迫感を感じられない。
スカイライン切断	あり	建屋により山崎山全体を被隠し、景観上の支障が生じる。
景観資源の視認性	支障が生じる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建屋および煙突により「山崎山」を被隠し、景観上の支障が生じる。</li> <li>・ 山崎山の裾野に広がる「朝鮮人街道」周辺の集落景観（西清崎（南）集落）を被隠し、景観上の支障が生じる。</li> </ul>
現況 焦点距離36mm (35mmフィルム換算)		
将来		

表 8.14-27 天満天神社からの眺望景観の予測結果（再掲）

項目	予測値	影響の程度
視距離	約80m	近景に当たり、対象の要素やディテールが目につきやすい距離である。
水平見込角	33.7度	指標値である10度を上回り、建物が目立つ領域である。
垂直見込み角	12.5度	指標値である2度を大きく上回り、よく目立つ領域である。
仰角	10.2度	指標値である18度を下回り、本施設による圧迫感は感じられない。
スカイライン切断	あり	煙突によりスカイラインを切断し、景観上の支障が生じる。
景観資源の視認性	支障が生じる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建屋および煙突により「荒神山」のスカイラインを切断し、景観上の支障が生じる。</li> <li>・ 山崎山の裾野に広がる「朝鮮人街道」周辺の集落景観（西清崎（南）集落）を被隠し、景観上の支障が生じる。</li> </ul>
現況 焦点距離36mm (35mmフィルム換算)		
将来		

(イ) 文化財へのアクセス特性の変化の予測

文化財へのアクセス特性の変化についての予測結果は表 8.14-28 に示すとおりである。

工事中において、市道大藪金田線および市道宇曾川左岸線の短期間(1週間程度)の通行止め、市道宇曾川左岸線の通行止めおよび迂回路への誘導が想定される。

表 8.14-28 文化財へのアクセス特性の変化の予測結果

No.	名称	予測結果	
		工事中	供用後
指 1	荒神山古墳	<p>工事中においては、市道大藪金田線および市道宇曾川左岸線の一部において、地下埋設管工事に伴う短期間(1週間程度)の通行止めが生じる可能性がある。</p> <p>また、市道宇曾川左岸線が工事用車両走行ルートとすることを想定しており、通行止めおよび迂回路への誘導が想定されるなど、<u>一時的な影響を及ぼす</u>と予測される。</p>	<p>施設供用後においては、既存の道路は現状復旧される。また、彦根市が計画する新市道が一部供用されることが想定される。</p> <p>そのため、アクセス性の変化は生じない、またはアクセス性が向上すると考えられる。</p>
指 2	木造僧形坐像(千手寺)		
指 3	荒神山神社社務所ほか2件		
指 4	荒神山神社遥拝殿(旧観徳殿)		
指 5	木造千手観音菩薩立像ほか2体(千手寺)		
指 6	木造僧形半跏像(千手寺)		
指 7	木造聖観音坐像(国昌寺)		
指 8	山崎山城跡		
指 9-1	荒神山神社本殿ほか4件		
指 9-2	荒神山神社鳥居		
社 1	天満天神社		
社 2	千手寺		
社 3	国昌寺		
社 4	浄宗寺		
社 5	老月院		
社 6	仏性寺		
碑 1	道標(荒神山神社本坂)		
碑 2	道標(従是荒神道)		
碑 7	道標(従是荒神道)		

## 2) 環境保全措置

### ① 環境保全措置の検討

工事の実施（土地の改変・重機の稼働・工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）に伴う文化財への影響を回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。検討内容を表 8.14-29 に示す。

表 8.14-29 環境保全措置の検討内容

環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
遺跡の不時発見時における文化財保護法対応	工事中に遺跡等を発見した場合には、文化財保護法の第九十七条に従い、遺跡の現状を変更せず、彦根市文化財課に届け出るとともに、必要な調査等に協力する。
保全エリアの設定	動物・植物・生態系において検討した「ハンノキ林保全エリア」や「素掘り水路保全エリア」を設定する。
運搬車両台数の低減	土地の改変に伴う発生土砂は対象事業実施区域内で再利用を図る、工事工程の調整により土砂搬入車を平準化させる等、周辺道路を走行する工事用車両の台数の低減を図る。
運転手の教育・指導	工事用車両の走行にあたっては、規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底する。
工事中の交通整理および迂回誘導	工事用車両が既存の市道を横断する場所等では、必要に応じて交通誘導員を配置する。やむを得ず既存の市道等を通行止めにする場合は、利用者がスムーズに通行できるよう迂回路への誘導を適切に行う。
周辺景観環境との調和	建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施す。
「彦根市景観計画」に従った景観対応	建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討にあたっては、「彦根市景観計画」に示された「景観形成基準」を採用する。
緑化法面の採用	敷地嵩上げのために設置する盛土について、近景域から最も目立ちやすい盛土端部を緑化法面とする。
施設および盛土法面のセットバック	計画段階配慮書における検討を踏まえ、南側施設配置とする。また、北側及び東側の盛土法面をセットバックし、敷地境界と盛土との間に花壇や駐車場等を設ける。

## ② 環境保全措置の検討結果

環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を表 8.14-30 に示す。

表 8.14-30 環境保全措置の検討結果の整理

措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
遺跡の不時発見時における文化財保護法対応	低減	本組合	工事中に遺跡等を発見した場合には、文化財保護法の第九十七条に従い、遺跡の現状を変更せず、彦根市文化財課に届け出るとともに、必要な調査等に協力することにより、未知の埋蔵文化財の記録・保存に貢献できる。	なし	なし
保全エリアの設定	低減	本組合	動物・植物・生態系において検討した「ハンノキ林保全エリア」や「素掘り水路保全エリア」を設定する。これにより、文化財からの景観の変化の程度を低減できる。	なし	なし
運搬車両台数の低減	低減	本組合	土地の改変に伴う発生土砂は対象事業実施区域内で再利用を図る、工事工程の調整により土砂搬入車を平準化させる等、周辺道路を走行する工事用車両の台数の低減を図る。これにより、文化財へのアクセスの影響を軽減できる。	なし	なし
運転手の教育・指導	低減	本組合	工事用車両の走行にあたっては、規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底する。これにより、文化財へのアクセスの影響を軽減できる。	なし	なし
工事中の交通整理および迂回誘導	低減	本組合	工事用車両が既存の市道を横断する場所等では、必要に応じて交通誘導員を配置し、利用者の交通アクセスに支障が生じないように配慮する。やむを得ず既存の市道等を通行止めにする場合は、利用者がスムーズに通行できるよう迂回路への誘導を適切に行う。これにより、文化財へのアクセスの影響を軽減できる。	なし	なし
周辺景観環境との調和	低減	本組合	建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。植栽にあつては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。これにより、文化財からの景観の変化の程度を低減できる。	なし	なし
「彦根市景観計画」に従った景観対応	低減	本組合	建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討にあたっては、「彦根市景観計画」に示された「景観形成基準」を採用することにより、「田園集落景観ゾーン」の周辺景観環境との調和が図られ、文化財からの景観の変化の程度を低減できる。	なし	なし
緑化法面の採用	低減	本組合	敷地嵩上げのために設置する盛土について、近景域から最も目立ちやすい盛土端部を緑化法面とすることで、人工的で圧迫感のある印象をやわらげ、周辺景観と調和できる。	なし	なし
施設および盛土法面のセットバック	低減	本組合	計画段階配慮書における検討を踏まえ、南側施設配置とすることで、北側の参道や家屋等からの圧迫感を軽減できる。また、北側及び東側の盛土法面をセットバックし、敷地境界と盛土との間に花壇や駐車場等を設けることにより、盛土法面への圧迫感を軽減できる。	なし	なし



### 3) 事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。

### 4) 評価

#### ① 評価の手法

工事の実施（土地の改変・重機の稼働・工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）に伴う文化財への影響の評価は、調査および予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により土地の改変、重機の稼働、工事用車両の走行および施設の存在に伴って発生する文化財への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを評価する方法により行った。

また、工事の実施（土地の改変・工事用車両の走行・重機の稼働）および存在・供用（施設の存在）に係る文化財に関する基準または目標として、文化財保護法、滋賀県文化財保護条例および彦根市文化財保護条例および彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）等に基づく基準等との間に整合性が図られているかどうかを評価する方法により行った。

#### ② 評価結果

##### (7) 環境影響の回避・低減に係る評価

調査および予測の結果、ならびに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事の実施（土地の改変・重機の稼働・工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）に伴う文化財への影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回避または低減が期待できるものと考えられる。

以上のことから、工事の実施（土地の改変・重機の稼働・工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）に伴う文化財への影響については、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避または低減が図られているものと評価した。

#### (4) 国、県、市等が実施する環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価

##### 7) 国、県、市等が実施する環境保全施策に係る基準または目標

工事の実施（土地の改変・重機の稼働・工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）に係る文化財に関する基準または目標として、文化財保護法、滋賀県文化財保護条例、彦根市文化財保護条例および彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）等に基づく基準等がある。

文化財保護法および県・市の文化財保護条例では、指定文化財のき損や現状変更または、保存に影響を及ぼす行為などに対して、個別に許可制による行為の制限が課されている。また、埋蔵文化財包蔵地での開発行為では届出が義務付けられているほか、埋蔵文化財包蔵地の指定地域外であっても、開発工事の途中に遺跡等が確認された場合には、遺跡の現状を変更せず、文化庁長官（窓口は彦根市文化財課）に届け出ることが義務付けられている。

彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）では、指定文化財の保護等については「文化財保護法」および県・市の文化財保護条例に基づき適切な保護を図る。」とされているほか、「歴史的建造物などの保存だけでなく、それを取り巻く周辺環境について、各種のまちづくり施策と連携を図りながら環境の保全、整備を図る。」とされており、「都市計画」・「彦根市景観計画」・「彦根市野外広告物条例」・「自然公園法」といった施策との連携が挙げられている。また、「市内に残る未指定文化財について、所有者の承諾のもと調査を実施し、文化財として指定や登録などの保護措置の推進に努める。」とされている。

イ) 国、県、市等が実施する環境保全施策に係る基準または目標との整合性

工事の実施（土地の改変・重機の稼働・工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）に伴う文化財への影響について、以下のとおり評価する。

文化財保護法および県・市の文化財保護条例について、対象事業実施区域は埋蔵文化財包蔵地の指定対象外であり、また、環境保全措置として「遺跡の不時発見時における文化財保護法対応」を行うことから、規定を満足している。

彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）について、彦根市景観計画に従った景観対応を行う。なお、本調査結果を彦根市文化財課に報告し情報共有している。

以上のことから、工事の実施（土地の改変・重機の稼働・工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）に係る文化財への影響については、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。

## 8.15 伝承文化

対象事業実施区域周辺には古くから続く集落があり、文化的な風習が伝承されている。また、対象事業実施区域において、焼却施設等を建設する計画であり、工事の実施（土地の改変・重機の稼働・工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）により、周辺地域からの眺望景観の変化や土地の利用性の変化（立ち入り制限など）に伴う伝承文化の場の周辺環境や風景に与える影響が想定されることから、伝承文化に係る調査、予測および評価を実施した。

### 8.15.1 現況調査

既存資料の収集・整理を行うとともに、対象事業実施区域周辺の伝承文化の現況を把握し、工事中および供用後の伝承文化に係る影響を予測するため、現地調査を実施した。

調査内容・方法等の概要を以下に示す。

#### (1) 調査すべき情報

調査すべき情報を表 8.15-1 に示す。

表 8.15-1 調査すべき情報

影響要因		調査すべき情報
工事の実施	土地の改変、重機の稼働、 工事用車両の走行	地域に密接に関連する伝承文化の状況およびその歴史
存在・供用	施設の存在	

#### (2) 調査の基本的な手法

各調査項目の調査手法は、表 8.15-2 に示すとおり、現地調査または文献その他資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とした。

表 8.15-2 調査手法

調査項目	調査手法
伝承文化の概況	文献調査、ヒアリング、現地確認により、対象事業実施区域およびその周辺地域における無形の文化財や、地域に伝わる祭り、行事、信仰の場、歴史や文学作品等の背景となった場等の伝承文化の存在およびその歴史を把握した。
主要な伝承文化の抽出	把握した情報について、伝承文化の種類、位置等の概要、位置づけ（地域により重視されている対象等の視点）を整理し、有識者の意見を踏まえ、主要な伝承文化を抽出する。抽出にあたっては、地域の歴史的・文化的特徴、住民等の価値認識、当該地域の土地や周辺環境との一体性も考慮する。抽出にあたっては、以下の観点に照らし、当該地域に関わりがあるものを抽出した。 ①地域の歴史、文化を現在および将来に伝承し得る要素 ②地域住民に広く利用され、または親しまれている要素 ③多くの人々が訪れるような要素 ④多くの人々が感動・感銘を受け、鑑賞の対象となっているような要素 ⑤他にはない傑出した個性や特徴を有する要素

#### (3) 調査地域および調査地点

調査地域は、対象事業実施区域およびその周辺の区域とし、伝承文化を含む景色の影響を勘案して、対象事業実施区域およびその周辺約500mの範囲を含む、図 8.15-1に示す地域とした。

調査地点は、伝承文化に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握地点とし、現地調査、文献調査ならびに聞き取り調査により絞り込みを行った。

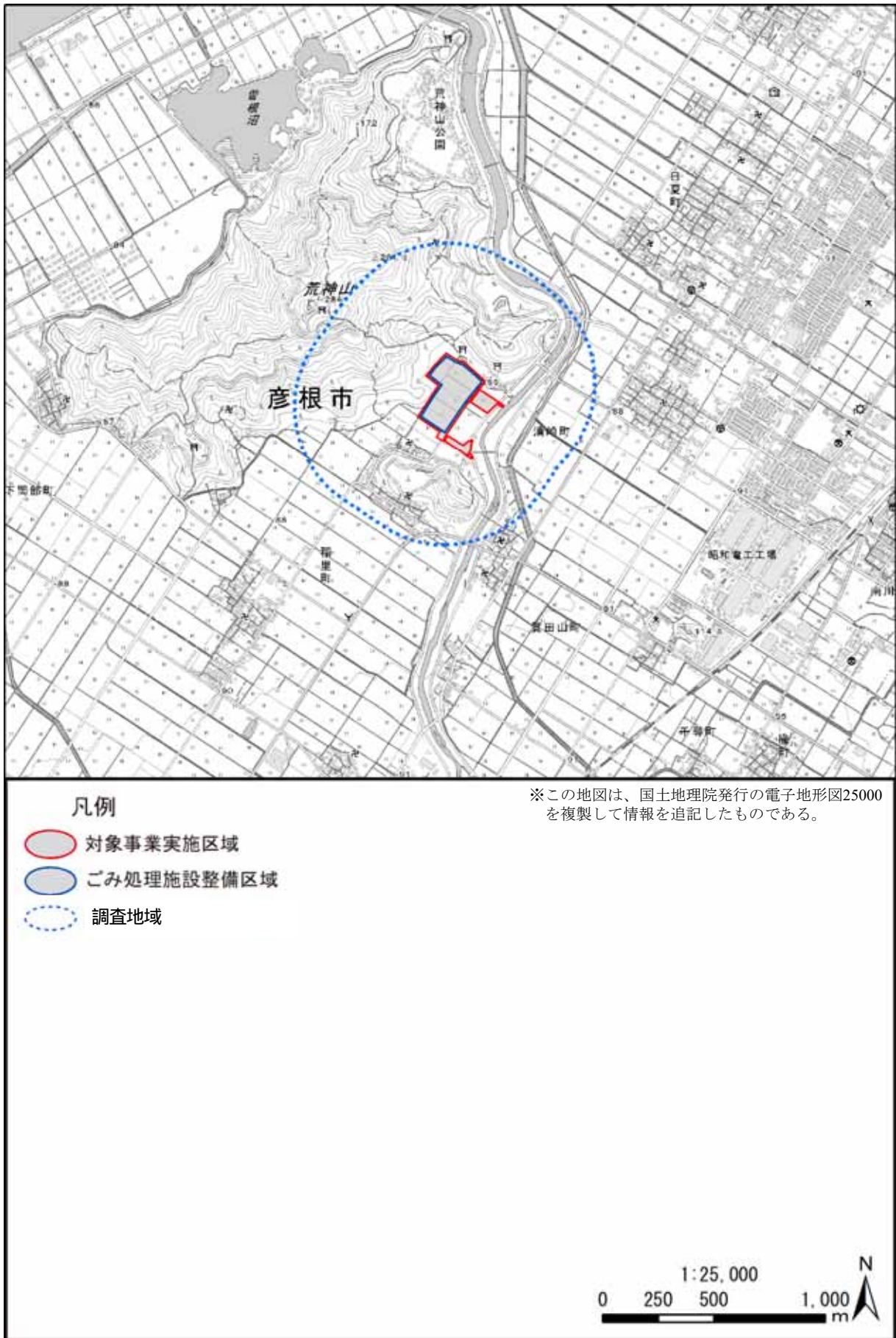


図 8.15-1 伝承文化の調査地域

#### (4) 調査期間等

調査期間は、伝承文化に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とする。必要に応じて伝承文化の行事が行われる日時とした。調査実施日は表 8.15-3に示すとおりである。

表 8.15-3 調査項目および調査実施日

調査項目	調査実施日	調査方法
聞き取り調査	令和3年1月4日	地元寺院関係者聞き取り（手紙）
	令和3年2月10日	彦根市文化財課ヒアリング
	令和3年3月29日	荒神山神社ヒアリング
	令和4年4月23日	大山自治会ヒアリング 西清崎自治会ヒアリング
	令和4年4月25日	国昌寺ヒアリング
	令和4年4月26日	東清崎自治会ヒアリング
	令和4年5月2日	山崎自治会ヒアリング
現地調査	令和3年4月11日	天満天神社太鼓祭の確認
	令和3年6月29日	荒神山神社水無月祭の確認
	令和3年10月11日	地藏盆の場の状況
	令和4年3月15日	法善法師の伝承

#### (5) 調査結果

##### 1) 伝承文化の概況および状態

聞き取りおよび既存資料により確認された調査範囲内の伝承文化は、表 8.15-4に示す8件である。現地確認状況は表 8.15-5(1)～(8)に示すとおりである。

表 8.15-4 調査範囲の伝承文化

No.	種類	名称	現状	実施期日	備考	
1	例大祭	天満天神社太鼓祭	存続	例年4月第2日曜 (令和3年4月11日)	西清崎町、東清崎町、賀田町の氏神である天満天神社の例祭。氏子3町から大太鼓が多勢の若人たちによって境内に担ぎ込まれ、鐘、太鼓の音色が終日境内に響く。令和3年度、4年度は新型コロナウイルス等の影響で神事のみ執行された。	
2		荒神山神社水無月祭	存続	6月29日・30日	荒神山神社の例祭。茅の輪くぐりや子供代々神楽の奉納がある。宵祭では、遙拝殿参道には屋台が並び、大変な賑わいとなる。	
3	信仰の場	荒神山のへび岩信仰	存続	—	インドより仏様が巨蛇に乗って荒神山に到来し巨蛇はそのまま岩なるとされる。今も荒神山や地元の守護神として大切にされている岩。年末はしめ縄清掃を実施。	
4		地藏信仰と地藏盆	西清崎	存続	8月	地藏信仰を背景とした、地域行事。この日の夜には盆踊りなども催され、地域の交流や娯楽の場となっている。
5			山崎		8月	
6			大山・小山		8月	
7	国昌寺		—			
8	その他伝承	法善法師の伝承地	劍ヶ越 光勝寺	存続	—	信長と本願寺の争いにおいて、師匠の代わりに斬首された法然法師にまつわる伝承地。聞き取り調査により把握。

出典：「新修彦根市史（民族編）」（平成24年、彦根市）

「トレジャーハンティング近江「荒神山神社」」（彦根商工会議所通信）

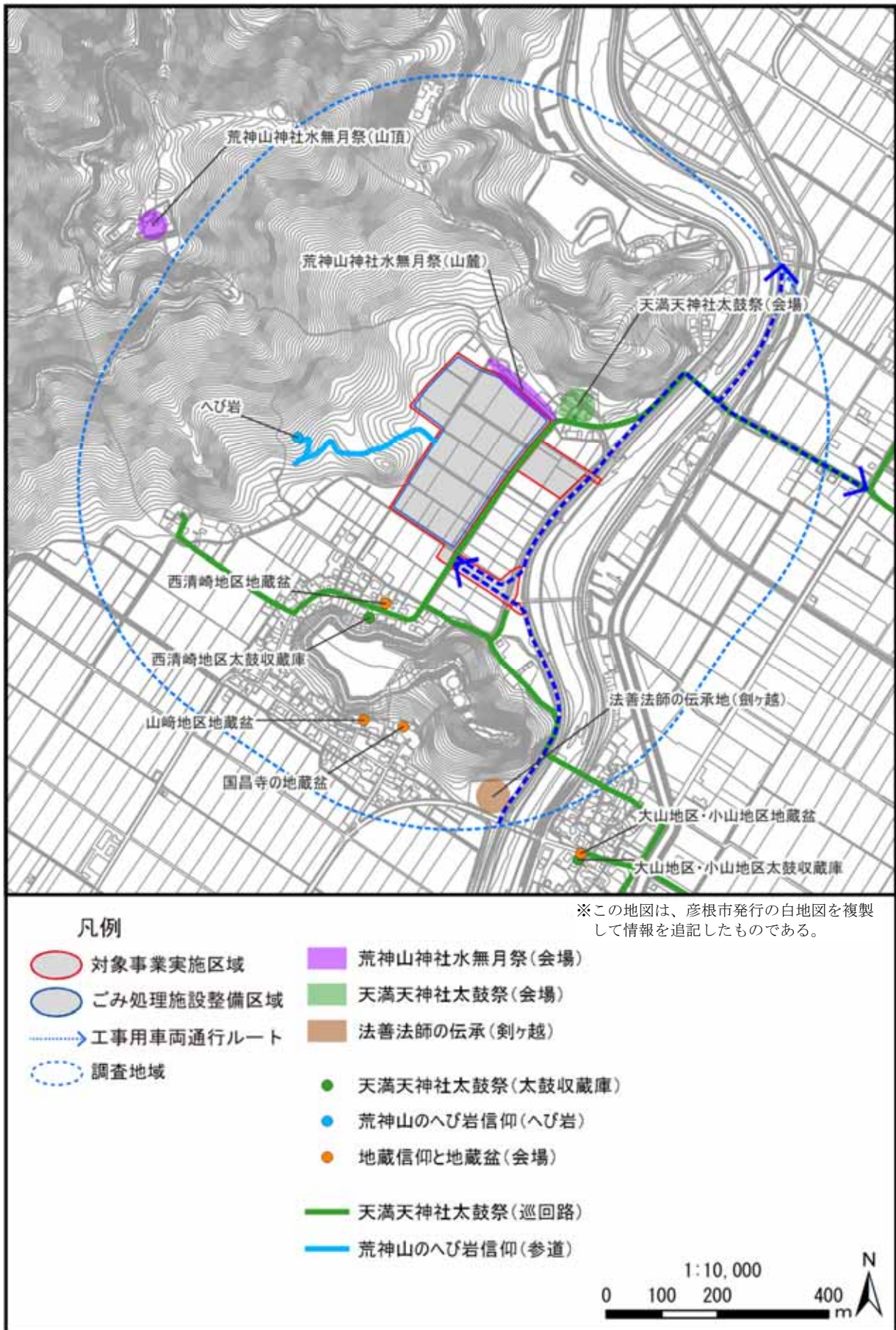


図 8.15-2 伝承文化分布位置図

表 8.15-5(1-1) 確認された伝承文化の詳細（天満天神社太鼓祭）

名称	天満天神社太鼓祭
場所	天満天神社
祭事日	例年4月第2日曜
調査日時	令和3年4月11日 9:00～12:00
アクセス	<p>〈天満天神社〉 市道大敷金田線沿道。多くの参加者は徒歩移動。駐車スペースはあるが、参加者が多い場合は徒歩数分圏の周辺駐車スペースを利用。</p> <p>〈各自治会の太鼓収蔵庫〉 集落内の生活道路沿道だが、参加者は徒歩にて移動。</p> <p>〈太鼓巡回ルート〉 下記位置図に示す通り。</p>
参加者 (調査時)	<p>集落代表：6名程度 宮司：1名 巫女：1名 世話人：3名程度 見学者：10名程度</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため最小限の参加である。</p>
内容 (調査時)	<p>祈祷および神事</p> <p>①社殿にて、宮司と集落代表数名による祈祷</p> <p>②巫女による神楽奉納</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、太鼓の奉納はなく、神事のみ簡素に行われた。</p>
位置図	<p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p> <p>0 100 200 400 m</p> <p>※位置図のうち、太鼓収蔵庫および太鼓巡回路は、聞き取り調査により把握した。</p>

表 8.15-5(1-2) 確認された伝承文化の詳細（天満天神社太鼓祭）

<p>備 考</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明治初年に始まった。毎年氏子三町（東清崎町、西清崎町、賀田山町）から大太鼓が多勢の若人たちによって境内に担ぎ込まれ、鐘、太鼓の音色が終日境内に響く。最も大きいものは、直径1メートル82センチ、重量3トン、長さ2メートル28センチ、担台の長さ12メートルで、百人の人々によって担がれる。（「天満天神社」（滋賀県神社庁WEBサイト））</li> <li>・大山地区では、隣接する小山地区と共同で大太鼓を1台所有している。太鼓祭りの前夜（土曜日）には準備のため人が集まり太鼓をたたき始める。当日は、大山交差点付近に集合し、大山地区内を通り大山橋を渡り、山崎山沿いに進み、西清崎の太鼓と合流し、市道大藪金田線経由で天満天神社に至る。帰りは同じ道に戻り、同じ賀田山町の茂賀地区や小田部地区の太鼓倉庫付近まで行き太鼓を鳴らした後、倉庫に戻る経路である（太鼓巡回路の地図を閲覧させていただいた）。例年同じルートであるが、道路工事などで通行止め等があれば変更することもある。（大山自治会聞き取り調査）</li> <li>・太鼓祭では4年に1回、厄年（本厄・後厄）の者が餅撒きを行う。（大山自治会聞き取り調査）</li> <li>・存続についての課題は、人口減少や高齢化である。例えば、太鼓の担棒の結び方も伝統技であり、コロナ禍で太鼓祭りが中断している間も継承するために集まって練習している。（大山自治会聞き取り調査）</li> <li>・太鼓は古くから集落に伝わるもので、制作年代は不明である。定期的に皮の張替えや装飾品の更新などを行っている。（大山自治会聞き取り調査）</li> <li>・東清崎地区の太鼓は、東近江地方で最大級であり、同じ原木からあと2体の太鼓が作られ市内の他地区で保管されている。（大山自治会聞き取り調査）</li> <li>・天満天神社の太鼓祭りは、集落行事として大切にしている。（東清崎自治会聞き取り）</li> <li>・太鼓巡回ルートは、集落の太鼓収蔵庫を出発して、途中数か所で立ち止まり太鼓を鳴らしながら集落を一周し、新橋を渡り、天満天神社に至る。（東清崎自治会聞き取り）</li> <li>・天満天神社の例祭として、春季例祭の太鼓祭りの他に、9月第2日曜日の秋祭りも行われる。春季例祭とは違い自治会長が参拝し神事を行うだけであり規模は小さい。（西清崎自治会聞き取り）</li> </ul>
<p>写 真</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>巫女による神楽奉納</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>祈祷</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>東清崎地区大太鼓</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>大山・小山地区大太鼓</p> </div> </div>



表 8.15-5(2-1) 確認された伝承文化の詳細（荒神山神社水無月祭）

名称	水無月祭
場所	荒神山神社（本殿および遙拝殿）
祭事日	令和3年6月29日（火）・30日（水）（例年6月29日・30日）
調査日時	荒神山遙拝殿：6/29 17:30～20:00 荒神山神社本殿：6/29 15:30～17:00
アクセス	<p>&lt;遙拝殿&gt; 市道大藪金田線から参道に入り専用駐車場下車、徒歩すぐ（関係者のみ）。 一般参加者は、徒歩、自転車、自動車（周辺駐車スペースのほか、路上駐車がが多い）</p> <p>&lt;本 殿&gt; 林道荒神山線（林道日夏山線）で荒神山山頂駐車場下車、徒歩すぐ。</p>
参加者	<p>&lt;遙拝殿&gt; 来場者：6月29日18:00以降は常時150人以上 ピーク時（18:30頃）で概ね200名以上 露店数：12軒※ ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年より露店の数を大幅に削減して実施されたが、例年は40軒程度である。</p> <p>&lt;本 殿&gt; 来場者：現地調査時（6/29日午後）は20人/1時間程度 茅の輪くぐり：常時2～5名程度 子供代々神楽（祈祷）：現地調査時は2組/1時間程度</p>
内容	茅の輪くぐり（拝殿・遙拝殿） 子供代々神楽（神楽殿） 宵荒神：6月29日夜に屋台出店（遙拝殿周辺参道）
写真	 <p>茅の輪くぐり（拝殿）</p>  <p>子供代々神楽</p>  <p>茅の輪くぐり（遙拝殿）</p>  <p>遙拝殿参道の屋台</p>

表 8.15-5(2-2) 確認された伝承文化の詳細（荒神山神社水無月祭）

<p>位置図</p>	<p>山頂（本殿周辺） 子ども神楽・茅の輪くぐり</p> <p>山麓（遥拝殿周辺） 宵荒神</p> <p>0 100 200 400 m</p> <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年 6 月 29 日～30 日にかけて、水無月大祭が行われる。茅の輪くぐり、夏越の祓の神事であるが、特に 29 日の宵宮は荒神山麓に沢山の露店が並び、多くの参拝者で賑わう。（「新修彦根市史（民族編）」（平成 24 年、彦根市））</li> <li>・神社と遥拝殿には、茅の輪が設けられ、くぐって無病息災を祈願し参拝する。本殿では神事が行われるが、神楽殿では、三歳までの子どもの成長を祈願し、巫女の神楽奉納を受ける習わしである。（「新修彦根市史（民族編）」（平成 24 年、彦根市））</li> </ul>

表 8.15-5(3-1) 確認された伝承文化の詳細（荒神山のへび岩信仰）





名称	荒神山のへび岩信仰			
場所	荒神山山中			
アクセス	市道大藪金田線から参道に入り荒神山神社遥拝殿駐車場下車、徒歩約10分（参道あり）。			
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒神山山中の大岩にまつわる信仰である。</li> <li>・「荒神山の山塊を背に乗せて西域から飛んできた大蛇が東を向いて岩になった」という伝承が残っている。</li> <li>・へび岩の所在地は、東清崎の管理地にあたり、東清崎自治会によりしめ縄のまき直しや、へび岩への参道の整備が行われている。</li> </ul>			
写真	 <p>大小2つの岩にしめ縄が巻かれている</p>	 <p>大へび岩</p>	 <p>へび岩への参道（倒木）</p>	 <p>獣害防止柵の扉のサイン</p>

表 8.15-5(3-2) 確認された伝承文化の詳細（へび岩信仰）

<p>位置図</p>	
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒神山は「里山」として地域の人々によって大切に守られてきた。山全体を管理する組合のようなものではなく、山麓の各々の村が自尊の領域を管理している。（中略）へび岩といった伝承地もある。（中略）「奥山寺縁起」（「三国伝記」所収）によると、荒神山の山塊を背に乗せて西域から飛んできた大蛇が東を向いて岩になったという。（「新修彦根市史（民族編）」（平成24年、彦根市））</li> <li>・東清崎では、山の境界を見回る「境界攻め」が毎年十二月初旬に自治会により行われている。松の木にひもを付けて目印とし、順にムラの領域を確認していく大切な行事として続いている。このときには、へび岩を美しく掃除し、大きい注連縄のかけ替えも行う。御神酒やすめるめを持参し、見回りの者も合流してここに参る。（「新修彦根市史（民族編）」（平成24年、彦根市））</li> </ul>

表 8.15-5(4) 確認された伝承文化の詳細（地蔵信仰と地蔵盆（西清崎））


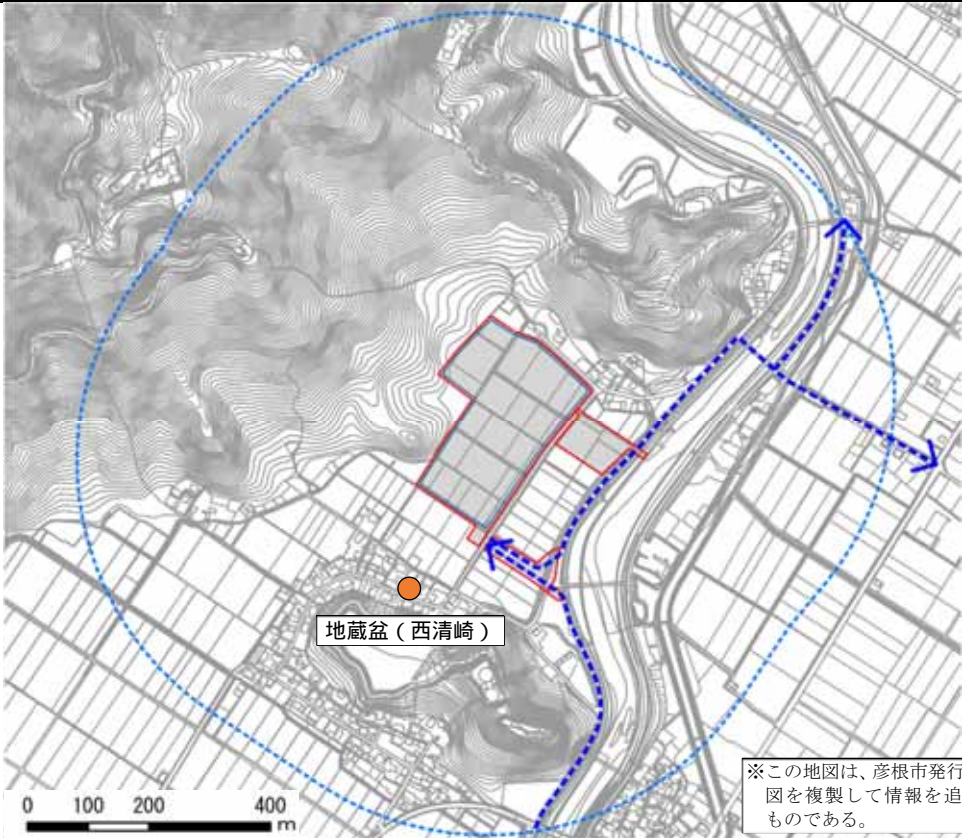
名称	地蔵信仰と地蔵盆（西清崎）	
場所	西清崎公民館周辺	
祭事日	8月22日前後の日曜日（聞き取り調査）	
調査日時	令和3年10月11日（場の調査）	
アクセス	市道大藪金田線沿線（駐車スペースなし）。参加者は徒歩にて移動。	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地蔵信仰を背景とした、地域行事。</li> <li>・8月22日前後の日曜日の昼～夜に行う。子供が生まれた家の者がお地蔵さまにお供え物をする習わしがあった。（西清崎自治会聞き取り調査）</li> <li>・以前は子供会が実施主体であったが、子供が減り子供会では開催が難しくなり、現在では自治会全体行事である。（西清崎自治会聞き取り調査）</li> </ul>	
写真	 <p>西清崎公民館と浄宗寺</p>	 <p>西清崎地区地藏集積地</p>
位置図	 <p>地蔵盆（西清崎）</p> <p>0 100 200 400 m</p> <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亀山地区の各集落では、毎年八月に地蔵盆が行われる。地蔵菩薩は子供を守護する仏として信仰され、子供達が主体となって行事がなされる事が多い。集落内には地蔵堂がまつられるなど、村の人々が守り伝えてきた民間信仰であり、この日の夜には盆踊りなども催され、地域の交流や娯楽の場となっている。（「新修彦根市史（民族編）」（平成24年、彦根市））</li> </ul>	

表 8.15-5(5) 確認された伝承文化の詳細（地蔵信仰と地蔵盆（山崎））

名称	地蔵信仰と地蔵盆（山崎）	
場所	山崎公民館周辺	
祭事日	8月22日前後の日曜日（聞き取り調査）	
調査日時	令和3年10月11日（場の調査）	
アクセス	主要地方道大津・能登川・長浜線より市道稲里町櫻木・大又線に入り、山崎自治会管理の駐車場下車、徒歩すぐ。参加者は徒歩にて移動。	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地蔵信仰を背景とした、地域行事。</li> <li>・地蔵盆は、8月の第1土曜日に仏生寺境内にて行う。（山崎自治会聞き取り調査）</li> <li>・参加人数は、小学生5名と保護者等で合計20名程度である。（山崎自治会聞き取り調査）</li> </ul>	
写真	 <p>山崎公民館と仏性寺</p>	 <p>仏性寺の地蔵</p>
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亀山地区の各集落では、毎年八月に地蔵盆が行われる。地蔵菩薩は子供を守護する仏として信仰され、子供達が主体となって行事がなされる事が多い。集落内には地蔵堂がまつられるなど、村の人々が守り伝えてきた民間信仰であり、この日の夜には盆踊りなども催され、地域の交流や娯楽の場となっている。（「新修彦根市史（民族編）」（平成24年、彦根市））</li> </ul>	

表 8.15-5(6) 確認された伝承文化の詳細（地蔵信仰と地蔵盆（大山・小山））

名称	地蔵信仰と地蔵盆（大山・小山）	
場所	山崎公民館周辺	
祭事日	8月22日前後の日曜日（聞き取り調査）	
調査日時	令和4年4月23日（場の調査）	
アクセス	主要地方道大津・能登川・長浜線沿道（駐車スペースなし）。参加者は徒歩にて移動。	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地蔵信仰を背景とした、地域行事。</li> <li>・地蔵盆は、太鼓倉庫（調査範囲外）の横の地蔵堂において、8月22日前後の日曜日に行う。隣接する小山自治会と共同で行い、各家から地蔵を持ち寄る。（大山自治会聞き取り調査）</li> <li>・8月22日前後の日曜日の昼～夜に行う。子供が生まれた家の者がお地蔵さまにお供え物をする習わしがあった。（大山自治会聞き取り調査）</li> </ul>	
写真	 <p>地蔵堂（左側は太鼓収蔵庫）</p>	 <p>集積された地蔵</p>
位置図	 <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p> <p>0 100 200 400 m</p> <p>● 地蔵盆（大山・小山）</p>	
備考	-	

表 8.15-5(7) 確認された伝承文化の詳細（地蔵信仰と地蔵盆（国昌寺））

名称	地蔵信仰と地蔵盆（国昌寺）	
場所	国昌寺境内	
祭事日	詳細不明	
調査日時	令和3年10月11日（場の調査）	
アクセス	主要地方道大津・能登川・長浜線より市道稲里町櫻木・大又線に入り、すぐ（駐車スペースあり）。	
写真	 <p>国昌寺</p>	 <p>国昌寺の地藏</p>
位置図	 <p>地蔵盆（国昌寺）</p> <p>※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。</p>	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国昌寺は集落の菩提寺ではなく、武将の山崎家を祭る寺である。（国昌寺聞き取り調査）</li> <li>・国昌寺境内に集積されている地蔵は山崎地区より集積したものではなく、国昌寺境内にもともとあったものである。（国昌寺聞き取り調査）</li> <li>・国昌寺でも地蔵盆をしているが、いわゆる集落行事ではなく、読経などを行う。（国昌寺聞き取り調査）</li> </ul>	



表 8.15-5(8) 確認された伝承文化の詳細（法善法師の伝承地）

名称	法善法師の伝承地
場所	剣ヶ越、光勝寺
調査日時	令和4年3月15日（場の調査）
アクセス	主要地方道大津・能登川・長浜線沿道。更地のため駐車可能だが、私有地と考えられる。
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・織田信長の命により斬首された法善法師（光勝寺開基）の斬首の場（剣ヶ越）と稔侍仏・五輪塔が伝わる。</li> <li>・聞き取り調査により把握した安土桃山時代の伝承である。</li> </ul>
写真	 <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 100px;">剣ヶ越</span> <span>法善法師五輪塔（光勝寺）</span> </p>
位置図	 <p style="text-align: center;">5.法善法師の伝承（剣ヶ越）</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光勝寺関係者よりの聞き取り調査により場所を把握。</li> <li>・山崎山麓の平坦地で、更地であるが、一部建設業者の資材・車両置き場となっている。</li> <li>・遺跡等の指定はなく、現地調査の結果、石碑などの有形文化財はない。</li> </ul>

## 2) 聞き取り調査

### 彦根市文化財課ヒアリング

彦根市文化財課へ、文化財・伝承文化（地域に伝わる行事や歴史等）について聞き取り調査を行った。聞き取り調査結果は表 8.15-6に示すとおりである。

表 8.15-6 聞き取り調査結果（彦根市文化財課）

項目	調査実施日
目的	対象事業実施区域およびその周辺における文化財・伝承文化について、知見を提供いただく。
対象	彦根市 歴史まちづくり部 文化財課 2名 彦根市 市民環境部 生活環境課 2名
日程	令和3年2月10日
聞き取り内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域における伝承文化については、「新修彦根市史 11 巻民俗編」（平成 24 年、彦根市史編集委員会）にとりまとめているので参照されたい。その他に当該地域の伝承文化に係る文献資料等は特にないと考えられる。</li> <li>・文化財課が把握している伝承文化として、水無月祭で行われる「茅の輪くぐり」がある。</li> <li>・荒神山山中のへび岩は、調査範囲内にあると考えられる。詳細は地元の関係者に確認すること。</li> </ul>

### 荒神山神社ヒアリング

荒神山神社の宮司、祢宜へ、伝承文化について聞き取り調査を行った。聞き取り調査結果は表 8.15-7に示すとおりである。

表 8.15-7 聞き取り調査結果（荒神山神社）

項目	調査実施日
目的	対象事業実施区域およびその周辺における伝承文化およびその詳細についての聞き取り調査
対象	荒神山神社関係者（2名）
日程	令和3年3月29日
聞き取り内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒神山神社における一般参加の行事は、6月29日～30日の水無月祭のみである。神輿等はないが、麓の遥拝殿前の参道に露店が40件ほど並び賑わいを見せる祭である。</li> <li>・令和3年の水無月祭について、新型コロナウイルス感染対策が心配されるものの、現時点では露店の出典許可を出しているが、例年のような賑わいはないと考えられる。令和2年は、県からの露店出店許可は出ていたが、神社側の判断で中止とした。</li> <li>・4月第2週に行われる天満天神社の太鼓祭は、天満天神社の氏子地域（西清崎・東清崎・賀田山町小田部、賀田山町茂賀、賀田山町小山）それぞれの集落から大太鼓が集う春祭である。昔は前夜祭や餅撒き等で盛り上がりを見せたが、最近では賑わいはない。今年は規模を縮小し、神事のみ執り行う予定と聞いている。</li> <li>・事業地周辺で地域伝承の行事等として、水無月祭・太鼓祭、地域の地蔵盆以外には、特には無いと思われる。</li> <li>・へび岩については、荒神山神社の管理ではなく、東清崎自治会が管理している。</li> </ul>

### 地元寺院関係者ヒアリング

賀田町小山の光勝寺関係者より、手紙にて伝承文化についての情報を得た。また、国昌寺関係者に聞き取り調査を行った。聞き取り調査結果は表 8.15-8に示すとおりである。

表 8.15-8 聞き取り調査結果（光勝寺関係者）

項目	調査実施日
対象	光勝寺関係者（1名）
日程	令和3年1月4日（手紙受領日）
聞き取り内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>山崎山には織田信長の家臣山崎源太左衛門の居城、山崎山城があり、発掘調査もなされている。</li> <li>山崎源太左衛門は、本能寺の変の時は安土城の留守を任されており、変の知らせを聞き、火を放って山崎山城に籠城したという事実はほとんど知られていなく、大変貴重な歴史である。</li> <li>当時、信長と本願寺との戦いにおいて、本願寺が兵糧攻めをされており、唯明法師（愛知郡筑摩村善照寺）が中心となり物資を運び込んでいたが、それを信長に知られ、殺害されようとした。それを、弟子である法善法師（光勝寺の開基）が身代わりになり、山崎と旧大山崎の境“剣ヶ越”で首を刎ねられたという伝説がある。</li> <li>光勝寺には、法善法師の稔侍仏や五輪塔が伝わっており、令和3年5月には、法善法師の450開基法要を勤めさせて頂いた。</li> <li>“剣ヶ越”の場所は特定出来ていて、山崎山城下の宇曾川沿いエコロジー自転車道の看板あたりである。ご遺徳を偲ぶ碑を建立させて頂けたらと、彦根市文化財課、彦根市歴史民俗資料室、彦根城博物館にも相談させて頂いている。</li> <li>聖地“剣ヶ越”を大型車両やゴミ収集車がひっきりなしに走ることは胸が痛む。</li> </ul>

表 8.15-9 聞き取り調査結果（国昌寺関係者）

項目	調査実施日
目的	山崎地区の文化財・伝承文化についての聞き取り調査。
対象	国昌寺関係者（1名）
日程	令和4年4月25日
聞き取り内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>国昌寺はいわゆる地域の菩提寺ではなく、武将の山崎家を祭る寺である。</li> <li>国昌寺境内に集積されている地蔵は山崎地区より集積したものではなく、国昌寺もともとあったものである。</li> <li>国昌寺でも地蔵盆をしているが、いわゆる集落行事ではなく、読経などを行う。</li> </ul>

## 地元自治体ヒアリング

地元自治会へ地蔵信仰と地蔵盆、天満天神社太鼓祭の詳細について聞き取り調査を行った。聞き取り調査結果は表 8.15-10～表 8.15-13に示すとおりである。

表 8.15-10 聞き取り調査結果（西清崎自治会）

項目	調査実施日
目的	西清崎地区の対象事業実施区域およびその周辺における伝承文化についての聞き取り調査。
対象	西清崎自治会関係者（1名）
日程	令和4年4月23日
聞き取り内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天満天神社の例祭として、春季例祭の太鼓祭りの他に、9月第2日曜日の秋祭りも行われる。春季例祭とは違い自治会長が参拝し神事を行うだけであり規模は小さい。</li> <li>・西清崎地区の地蔵盆は、8月22日前後の日曜日の昼～夜に行う。以前は子供会が実施主体であり、子供が生まれた家のものがお地蔵さまにお供え物をする習わしがあった。子供が減り子供会では開催が難しくなり、現在では自治会全体行事である。</li> </ul>

表 8.15-11 聞き取り調査結果（大山自治会）

項目	調査実施日
目的	大山地区の対象事業実施区域およびその周辺における伝承文化（特に太鼓祭り、地蔵盆）についての聞き取り調査。
対象	大山自治会関係者（1名）
日程	令和4年4月23日
聞き取り内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天満天神社の太鼓祭りは、隣接する小山地区と共同で太鼓を1台所有している。太鼓祭りの前夜（土曜日）には準備のため人が集まり太鼓をたたき始める。当日は、大山交差点付近に集合し、大山地区内を通り大山橋を渡り、山崎山沿いに進み、西清崎の太鼓と合流し、市道大藪金田線経由で天満天神社に至る。帰りは同じ道に戻り、同じ賀田山町の茂賀地区や小田部地区の太鼓倉庫付近まで行き太鼓を鳴らした後、倉庫に戻る経路である（太鼓巡回路の地図を閲覧させていただいた）。例年同じルートであるが、道路工事などで通行止め等があれば変更することもある。</li> <li>・太鼓祭では4年に1回、厄年（本厄・後厄）の者が餅撒きを行う。</li> <li>・存続についての課題は、人口減少や高齢化である。例えば、太鼓の担棒の結び方も伝統技であり、コロナ禍で太鼓祭りが中断している間も継承するために集まって練習している。</li> <li>・太鼓は古くから集落に伝わるもので、制作年代は不明である。定期的に皮の張替えや装飾品の更新などを行っている。</li> <li>・東清崎地区の太鼓は、東近江地方で最大級であり、同じ原木からあと2体の太鼓が作られ市内の他地区で保管されている。</li> <li>・地蔵盆は、太鼓倉庫（調査範囲外）の横の地蔵堂において、8月22日前後の日曜日に行う。隣接する小山地区と共同で行い、各家から地蔵を持ち寄る。</li> </ul>

表 8.15-12 聞き取り調査結果（東清崎自治会）

項目	調査内容
目的	東清崎地区の対象事業実施区域およびその周辺における伝承文化についての聞き取り調査。
対象	東清崎自治会関係者（1名）
日程	令和4年4月26日
聞き取り内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天満天神社の太鼓祭りは、集落行事として大切にしている。</li> <li>・太鼓巡回ルートは、集落の太鼓収蔵庫を出発して、途中数か所で立ち止まり太鼓を鳴らしながら集落を一周し、新橋を渡り、天満天神社に至る。</li> </ul>

表 8.15-13 聞き取り調査結果（山崎自治会）

項目	調査実施日
目的	東清崎地区の対象事業実施区域およびその周辺における伝承文化についての聞き取り調査。
対象	山崎自治会関係者（1名）
日程	令和4年5月2日
聞き取り内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地蔵盆は、8月の第1土曜日に仏生寺境内にて行う。参加人数は、小学生5名と保護者等で合計20名程度である。</li> </ul>

### 3) 主要な伝承文化の抽出

#### 抽出条件

確認された伝承文化について、その種類、位置等の概要、位置づけ（地域により重視されている対象等の視点）を整理し、予測対象とする主要な伝承文化を抽出した。抽出にあたっては、地域の歴史的・文化的特徴、住民等の価値認識、当該地域の土地や周辺環境との一体性も考慮し、表 8.15-14 に示す基準で抽出した。

表 8.15-14 主要な伝承文化の抽出条件

抽出条件	備 考
・地域の歴史、文化を現在および将来に伝承し得る要素	・現存している伝承文化。
・地域住民に広く利用され、または親しまれている要素	・地域の神社の例祭や地藏盆を対象とする。
・多くの人々が訪れるような要素	・広域から人が集まる荒神山神社水無月祭を対象とする。
・多くの人々が感動・感銘を受け、鑑賞の対象となっているような要素	・地域の神社の例祭を対象とする。
・他にはない傑出した個性や特徴を有する要素	・地域の神社の例祭を対象とする。
・アクセス特性の変化が見込まれる	・調査範囲内で確認された伝承文化を対象とする。
・当該地域の土地や周辺環境との一体性に変化が見込まれる	

#### 抽出結果

抽出した主要な伝承文化は表 8.15-15 に示す 8 件全てとした。

表 8.15-15 主要な伝承文化の抽出結果

No.	名称	現状
1	天満天神社太鼓祭	存続
2	荒神山神社水無月祭	存続
3	荒神山のへび岩信仰	存続
4	地藏信仰と地藏盆（西清崎）	存続
5	地藏信仰と地藏盆（山崎）	存続
6	地藏信仰と地藏盆（大山・小山）	存続
7	地藏信仰と地藏盆（国昌寺）	存続
8	法善法師の伝承地（剣ヶ越）	存続

#### 4) 主要な伝承文化の状況

主要な伝承文化の状態、伝承文化を支える要素、アクセス特性、土地の使われ方、開発によって影響を受けるおそれのある環境要素の状況については表 8.15-16 に示すとおりである。

表 8.15-16 主要な伝承文化の状況

No.	名称		伝承文化を支える要素	場所とアクセス特性	土地の使われ方
1	天満天神社太鼓祭		氏子圏の清崎町、賀田山町に所属する各集落自治会。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒神山山麓の対象事業実施区域直近</li> <li>・市道大藪金谷線によりアクセス</li> <li>・各集落から天満天神社までの大太鼓巡回ルートが別途存在</li> </ul>	天満天神社境内および周辺集落（西清崎地区、東清崎地区、大山地区、小山地区、茂賀地区、小田部地区）
2	荒神山神社水無月祭	本殿周辺	信仰範囲は、彦根市を中心に湖東地域の広範囲におよぶ。東清崎、西清崎が氏子総代をつとめる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒神山山頂</li> <li>・林道日夏山線・林道荒神山線によりアクセス</li> <li>・荒神山山麓より複数のハイキングコースあり</li> </ul>	荒神山神社本殿敷地
		遥拝殿周辺		<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒神山山麓の対象事業実施区域直近</li> <li>・市道大藪金谷線によりアクセス</li> </ul>	荒神山神社遥拝殿敷地および敷地に繋がる参道
3	荒神山のへび岩信仰		東清崎自治会・子供会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施区域から約200mの荒神山山中</li> <li>・整備された参道あり</li> </ul>	山林（国定公園第2種特別地域内）
4	地藏信仰と地藏盆（西清崎）		西清崎自治会・子供会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西清崎集落内</li> <li>・市道大藪金田線沿線</li> </ul>	西清崎集落内（西清崎公民館周辺）
5	地藏信仰と地藏盆（山崎）		山崎自治会・子供会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山崎集落内</li> <li>・生活道路沿い</li> </ul>	山崎集落内（山崎公民館周辺）
6	地藏信仰と地藏盆（大山・小山）		大山自治会・子供会・小山自治会・子供会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大山集落内</li> <li>・生活道路沿い</li> </ul>	大山集落・小山集落境界付近（太鼓収蔵庫周辺）
7	地藏信仰と地藏盆（国昌寺）		国昌寺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国昌寺境内</li> <li>・生活道路沿い</li> </ul>	国昌寺境内
8	法善法師の伝承地（剣ヶ越）		光勝寺伝承	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宇曾川左岸・県道2号線新大山橋西詰</li> <li>・県道2号線および市道宇曾川左岸線によりアクセス</li> </ul>	山崎山山麓の平坦地で、更地であるが、一部建設業者の資材・車両置き場となっている。

### 8.15.2 予測・評価

#### (1) 工事の実施および存在・供用に伴う伝承文化への影響

##### 1) 予測

##### 予測内容

工事の実施（土地の改変・重機の稼働・工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）が伝承文化へ及ぼす影響について予測した。予測内容を表 8.15-17 に示す。

表 8.15-17 工事の実施および存在・供用に伴う伝承文化への影響の予測内容

予測項目	(ア)伝承文化の場への直接改変の程度の予測 (イ)伝承文化の環境の状態変化の予測 (ウ)伝承文化へのアクセス特性の変化の予測
予測地域	伝承文化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同様とした。予測地域を図 8.15-3 に示す。
予測地点	主要な伝承文化として選定した 8 つの伝承文化を対象とした。予測地点を図 8.15-3 に示す。
予測対象時期	伝承文化に係る環境影響を的確に把握できる時期とし、表 8.15-18 に示す時期とした。

表 8.15-18 伝承文化の予測項目ごとの影響要因および予測対象時期

予測項目	影響要因	予測対象時期
(ア)伝承文化の場への直接改変の程度の予測	工事の実施（土地の改変）	土地の改変が見込まれる時期
(イ)伝承文化の環境の状態変化の予測	工事の実施（重機の稼働・工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）	重機の稼働・工事用車両の走行が見込まれる時期および施設の稼働が見込まれる時期
(ウ)伝承文化へのアクセス特性の変化の予測	工事の実施（土地の改変および工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）	土地の改変・工事用車両の走行が見込まれる時期 施設の稼働が見込まれる時期



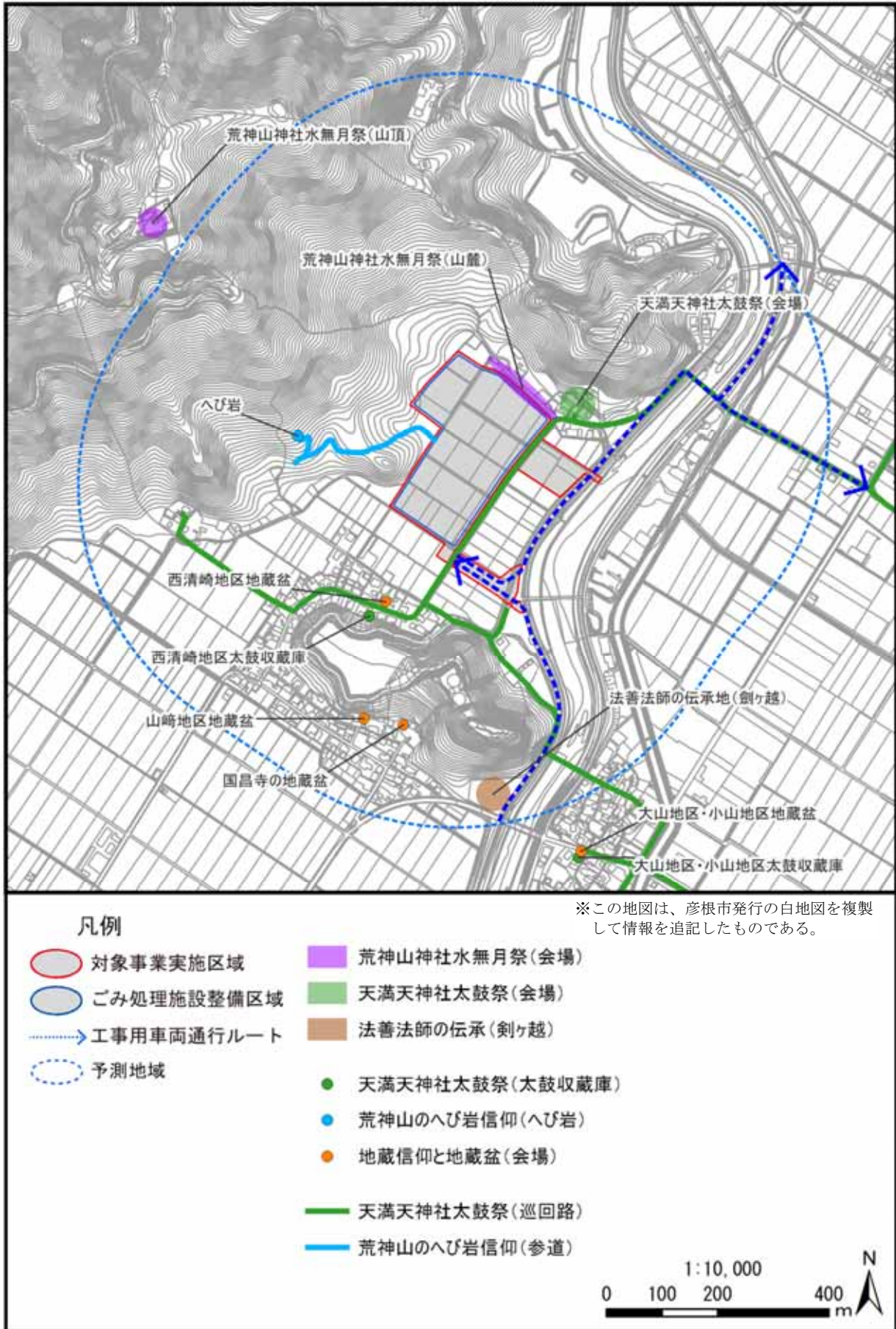


図 8.15-3 伝承文化の予測地域および予測地点

### 予測の基本的な手法

#### (ア) 伝承文化の場への直接改変の程度の予測

土地の形状の変更等の範囲と、伝承文化の事物や場の分布図を重ね合わせることで伝承文化への影響を予測した。

#### (イ) 伝承文化の環境の状態変化の予測

予測対象の伝承文化の場の状況や、対象事業実施区域からの離隔を把握し、伝承文化の環境や利用状況への影響または変化の程度を予測した。

#### (ウ) 伝承文化の場へのアクセス特性の変化の予測

対象事業実施区域や工事関係車両の走行ルート、伝承文化の場へのアクセスルートの経路図を重ね合わせる等によりアクセス特性の変化を予測した。

### 予測結果

#### (ア) 伝承文化の場への直接改変の程度の予測

伝承文化の場に対する直接的な改変についての予測結果は表 8.15-19 に示すとおりであり、いずれの主要な伝承文化の場も、対象事業による直接影響はないものと予測した。

表 8.15-19 主要な伝承文化の直接改変の程度の予測結果

No.	名称	直接改変の予測結果
1	天満天神社太鼓祭	直接改変無し
2	荒神山神社水無月祭	直接改変無し
3	荒神山のへび岩信仰	直接改変無し
4	地藏信仰と地藏盆（西清崎）	直接改変無し
5	地藏信仰と地藏盆（山崎）	直接改変無し
6	地藏信仰と地藏盆（大山・小山）	直接改変無し
7	地藏信仰と地藏盆（国昌寺）	直接改変無し
8	法善法師の伝承地（剣ヶ越）	直接改変無し

(イ) 伝承文化の環境の状態変化の予測

伝承文化の環境への影響または変化の程度についての予測結果は表 8.15-20(1)～(2)に示すとおりである。「1 天満天神社太鼓祭」および「2 荒神山神社水無月祭」については、伝承文化の場からの風景の変化が、「1 天満天神社太鼓祭」については、太鼓巡回ルートの変更の可能性が、「2 荒神山神社水無月祭」については、工事中の騒音・振動による影響が、「8 法善法師の伝承地（剣ヶ越）」については、工事用車両の騒音・振動による影響が想定される。

表 8.15-20(1) 伝承文化の環境の状態変化の予測結果

No.	名称	場の状況	対象事業実施区域からの離隔	予測結果
1	天満天神社太鼓祭	天満天神社境内および参加集落	約 30m (天満天神社)	伝承文化の場である天満天神社やその周辺の樹林は改変しないものの、対象事業実施区域に近接しており、場からの景観変化の程度は大きい。 (影響の程度については、「8.14 文化財」参照) 太鼓祭が行われるのは、例年 4 月第 2 日曜日であり、工事は休工日であることから、騒音・振動等の影響はほとんどないものの、市道宇曾川左岸線が工事用車両走行ルートとすることを想定しており、通行止めおよび迂回路への誘導が想定されるなど、太鼓巡回ルートの変更が必要となる可能性がある。
2	荒神山神社水無月祭	荒神山神社山頂(本殿)・山麓(遥拝殿周辺)	約 5m (山麓) 約 550m (山頂)	伝承文化の場である荒神山神社遥拝殿や参道からは、植栽により一定の緩衝効果があるものの、至近距離から対象事業地実施区域方向を眺望する事から景観変化の程度は大きい。(影響の程度については、「8.14 文化財」参照) 水無月祭は、例年 6 月 29・30 日(遥拝殿で行われる宵祭は 6 月 29 日)で固定されており、平日開催もあり、騒音・振動等の影響が想定される。 山頂の荒神山神社(本殿)は十分に離れており、樹林に囲まれ対象事業実施区域方向は眺望できないことから、影響はほとんどない。
3	荒神山のへび岩信仰	荒神山山中	約 200m	対象事業実施区域から一定の距離があり、伝承文化の場は保存される。また、山林内に位置することから対象事業実施区域方向はほとんど眺望できず、環境変化の程度は小さい。
4	地藏信仰と地藏盆(西清崎)	西清崎集落内(西清崎公民館周辺)	約 130m	対象事業実施区域に比較的近いものの、公民館の入口は対象事業実施区域の反対側にあり利用者の意識が向きにくいと考えられることから、影響は小さい。 地藏盆が行われるのは、例年日曜日であり、工事は休工日であることから、騒音・振動等の影響はほとんどない。
5	地藏信仰と地藏盆(山崎)	山崎集落内(山崎公民館周辺)	約 350m	対象事業実施区域から一定の距離があり、伝承文化の場は保存される。また、地藏盆が行われる地域から対象事業実施区域方向は眺望できず、状態変化はない。
6	地藏信仰と地藏盆(大山・小山)	大山集落・小山集落境界付近(大太鼓収蔵庫周辺)	約 440m	対象事業実施区域から一定の距離があり、伝承文化の場は保存される。また、地藏盆が行われる地域から対象事業実施区域方向は眺望できず、状態変化はない。

表 8.15-20(2) 伝承文化の環境の状態変化の予測結果

No.	名称	場の状況	対象事業実施区域からの離隔	予測結果
7	地藏信仰と地藏盆 (国昌寺)	国昌寺境内	約 320m	対象事業実施区域から一定の距離があり、伝承文化の場は保存される。また、地藏盆が行われる地域から対象事業実施区域方向は眺望できず、状態変化はない。
8	法善法師の伝承地 (剣ヶ越)	宇曾川左岸新大山橋西詰付近	約 300m	対象事業実施区域から一定の距離があり、伝承文化の場は保存される。 ただし、工事用車両の走行ルートが直近であることから、騒音・振動の影響が考えられる。

(ウ) 伝承文化へのアクセス特性の変化の予測

伝承文化へのアクセス特性の変化についての予測結果は表 8.15-21 に示すとおりである。

工事中において、市道大藪金田線および市道宇曾川左岸線の短期間(1週間程度)の通行止め、市道宇曾川左岸線の通行止めおよび迂回路への誘導が想定される。

表 8.15-21 伝承文化へのアクセス特性の変化の予測結果

No.	名称	アクセス特性の変化の予測結果	
		工事中	供用後
1	天満天神社太鼓祭	<p>工事中においては、市道大藪金田線および市道宇曾川左岸線の一部において、地下埋設管工事に伴う短期間(1週間程度)の通行止めが生じる可能性がある。</p> <p>また、市道宇曾川左岸線が工事用車両走行ルートとすることを想定しており、通行止めおよび迂回路への誘導が想定されるなど、<u>一時的な影響を及ぼすと</u>予測される。</p>	<p>施設供用後においては、既存の道路は現状復旧される。また、彦根市が計画する新市道が一部供用されることが想定される。</p> <p>そのため、アクセス性の変化は生じない、またはアクセス性が向上すると考えられる。</p>
2	荒神山神社水無月祭		
3	荒神山のへび岩信仰		
4	地藏信仰と地藏盆 (西清崎)		
5	地藏信仰と地藏盆 (山崎)		
6	地藏信仰と地藏盆 (大山・小山)		
7	地藏信仰と地藏盆 (国昌寺)		
8	法善法師の伝承地 (剣ヶ越)		

## 2) 環境保全措置

### 環境保全措置の検討

工事の実施（土地の改変・重機の稼働・工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）に伴う伝承文化への影響を回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。検討内容を表 8.15-22 に示す。

表 8.15-22 環境保全措置の検討内容

環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
水無月祭開催日の休工	水無月祭（宵祭）が平日に開催される場合には、当日の工事を休工とする。
太鼓祭開催日の工事用道路の開放	太鼓祭りの太鼓巡回ルートと一部重複する市道宇曾川左岸線を工事用車両走行ルートとして通行止めおよび迂回路への誘導をする場合は、太鼓祭当日の通行止を解除し、太鼓巡回ルートとして開放する。
運搬車両台数の低減	土地の改変に伴う発生土砂は対象事業実施区域内で再利用を図る、工事工程の調整により土砂搬入車を平準化させる等、周辺道路を走行する工事用車両の台数の低減を図る。
運転手の教育・指導	工事用車両の走行にあたっては、規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底する。
工事中の交通整理および迂回誘導	工事用車両が既存の市道を横断する場所等では、必要に応じて交通誘導員を配置する。やむを得ず既存の市道等を通行止めにする場合は、利用者がスムーズに通行できるよう迂回路への誘導を適切に行う。
周辺景観環境との調和	建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施す。植栽にあつては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。
「彦根市景観計画」に従った景観対応	建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討にあたっては、「彦根市景観計画」に示された「景観形成基準」を採用する。
緑化法面の採用	敷地嵩上げのために設置する盛土について、近景域から最も目立ちやすい盛土端部を緑化法面とする。
施設および盛土法面のセットバック	計画段階配慮書における検討を踏まえ、南側施設配置とする。また、北側及び東側の盛土法面をセットバックし、敷地境界と盛土との間に花壇や駐車場等を設ける。
「山の駅※」および駐車場の設置・開放	荒神山神社遥拝殿に隣接する敷地内にトイレ、自販機、休憩所および山歩き案内などの機能を有する「山の駅」や駐車場を設置・開放する。

※ 山の駅：トイレ、自販機、休憩所および山歩き案内などの機能を有する、レクリエーション拠点施設。

## 環境保全措置の検討結果

環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を表 8.15-23(1)～(2)に示す。

表 8.15-23(1) 環境保全措置の検討結果の整理

措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
水無月祭開催日の休工	回避	本組合	水無月祭(宵祭)が平日に開催される場合には、当日の工事を休工とする。これにより、水無月祭の雰囲気を保全し、祭参加者の交通アクセスを改善できる。	なし	なし
太鼓祭開催日の工事用道路の開放	回避	本組合	太鼓祭りの太鼓巡回ルートと一部重複する市道宇曾川左岸線を工事用車両走行ルートとして通行止めおよび迂回路への誘導をする場合は、太鼓祭当日の通行止を解除し、太鼓巡回ルートとして開放する。これにより、太鼓祭巡回ルート変更を回避できる。	なし	なし
運搬車両台数の低減	低減	本組合	土地の改変に伴う発生土砂は対象事業実施区域内で再利用を図る、工事工程の調整により土砂搬入車を平準化させる等、周辺道路を走行する工事用車両の台数の低減を図る。これにより、伝承文化の場へのアクセスの影響を軽減できる。	なし	なし
運転手の教育・指導	低減	本組合	工事用車両の走行にあたっては、規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底する。これにより、伝承文化の場へのアクセスの影響を軽減できる。	なし	なし
工事中の交通整理および迂回誘導	低減	本組合	工事用車両が既存の市道を横断する場所等では、必要に応じて交通誘導員を配置し、利用者の交通アクセスに支障が生じないよう配慮する。やむを得ず既存の市道等を通行止めにする場合は、利用者がスムーズに通行できるよう迂回路への誘導を適切に行う。これにより、伝承文化の場へのアクセスの影響を軽減できる。	なし	なし
周辺景観環境との調和	低減	本組合	建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。植栽にあつては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。これにより、伝承文化の場からの景観の変化の程度を低減できる。	なし	なし
「彦根市景観計画」に従った景観対応	低減	本組合	建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討にあたっては、「彦根市景観計画」に示された「景観形成基準」を採用することにより、「田園集落景観ゾーン」の周辺景観環境との調和が図られ、伝承文化の場からの景観の変化の程度を低減できる。	なし	なし
緑化法面の採用	低減	本組合	敷地嵩上げのために設置する盛土について、近景域から最も目立ちやすい盛土端部を緑化法面とすることで、人工的で圧迫感のある印象をやわらげ、周辺景観と調和できる。	なし	なし

表 8.15-23(2) 環境保全措置の検討結果の整理

措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
施設および盛土法面のセットバック	低減	本組合	計画段階配慮書における検討を踏まえ、南側施設配置とすることで、北側の参道や家屋等からの圧迫感を軽減できる。また、北側及び東側の盛土法面をセットバックし、敷地境界と盛土との間に花壇や駐車場等を設けることにより、盛土法面への圧迫感を軽減できる。	なし	なし
「山の駅」および駐車場の設置・開放	修正	本組合	荒神山神社遥拝殿に隣接する敷地内にトイレ、自販機、休憩所および山歩き案内などの機能を有する「山の駅」や駐車場を設置・開放することにより、伝承文化の参加者の利用性の向上が期待できる。	なし	なし

### 3) 事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。

### 4) 評価

#### 評価の手法

工事の実施（土地の改変・重機の稼働・工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）に伴う伝承文化への影響の評価は、調査および予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により土地の改変、施設の存在に伴って発生する伝承文化への影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、または低減されているかどうかを評価する方法により行った。

また、工事の実施（土地の改変・重機の稼働・工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）に係る伝承文化に関する基準または目標として、彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）等に基づく方針との間に整合性が図られているかどうかを評価する方法により行った。

#### 評価結果

##### (ア) 環境影響の回避・低減に係る評価

調査および予測の結果、ならびに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事の実施（土地の改変・重機の稼働・工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）に伴う伝承文化への影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回避または低減が期待できるものと考えられる。

以上のことから、工事の実施（土地の改変・重機の稼働・工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）に伴う伝承文化への影響については、事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避または低減が図られているものと評価した。

(イ) 国、県、市等が実施する環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価

ア) 国、県、市等が実施する環境保全施策に係る基準または目標

工事の実施（土地の改変・重機の稼働・工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）に係る伝承文化に関する基準または目標として、彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）等に基づく基準等がある。

彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）では、「歴史的風致を構成する地域の祭礼、伝統行事、伝統芸能などの調査を行うとともに、これらの母体となる活動組織の育成・強化を図る。将来の担い手の育成にあたっては、地域住民や保存会、まちづくり活動団体への支援を実施することにより、後継者の育成、伝承者の育成を図る。」とされている。

イ) 国、県、市等が実施する環境保全施策に係る基準または目標との整合性

工事の実施（土地の改変・重機の稼働・工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）に伴う伝承文化への影響について、以下の通り評価する。

彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）について、本調査結果を彦根市文化財課に報告し情報共有している。

以上のことから、工事の実施（土地の改変・重機の稼働・工事用車両の走行）および存在・供用（施設の存在）に係る伝承文化への影響については、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。